

J A 新 庄 市 の 現 況

ディスクロージャー誌 2025

令和6年4月1日～令和7年3月31日

J A新庄市

新 庄 市 農 業 協 同 組 合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A新庄市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「J A 新庄市の現況」を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月
新庄市農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A のプロフィール (令和 7 年 3 月末現在)

◇設 立	昭和 4 7 年 3 月
◇本店所在地	山形県新庄市沖の町 5 番 5 5 号
◇出 資 金	4 億 3, 3 8 1 万円
◇総 資 産	1 3 9 億 6 百万円
◇組合員数	1, 9 3 0
◇役員数	2 0 人
◇職員数	5 8 人
◇拠点数	5 か所
◇単体自己資本比率	1 3. 2 4 %

目 次

あいさつ	1
1. 経営基本方針	2
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和6年度）	3
4. 農業振興活動	7
5. 地域貢献情報	7
6. リスク管理の状況	9
7. 自己資本の状況	1 3
8. 主な事業の内容	1 4
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	2 1
2. 損益計算書	2 3
3. 注記表	2 5
4. 剰余金処分計算書	4 1
5. 部門別損益計算書	4 1
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	4 3
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	4 4
2. 利益総括表	4 5
3. 資金運用収支の内訳	4 5
4. 受取・支払利息の増減額	4 6
III 事業の概況	
1. 信用事業	4 7
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	

⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
2. 共済取扱実績	53
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	55
(1) 購買事業取扱実績	
①買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
①受託販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業実績取扱実績	
(5) その他の事業取扱実績	
IV 経営諸指標	58
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
V 自己資本の充実の状況	59
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 自己資本の充実度に関する事項	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
7. CVAリスクに関する事項	
8. マーケット・リスクに関する事項	
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
12. 金利リスクに関する事項	
VI 連結情報	
1. グループの概況	86
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	

(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	117
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	

【JAの概要】

1. 機構図	144
2. 役員構成（役員一覧）	145
3. 組合員数	146
4. 組合員組織の状況	146
5. 特定信用事業代理業者の状況	146
6. 地区一覧	147
7. 沿革・あゆみ	147
8. 店舗等のご案内	147

あいさつ

日頃より、私ども新庄市農業協同組合（JA新庄市）をご利用いただき心よりお礼を申し上げます。

さて、当農協の業務内容および活動状況等について、皆様よりご理解とご支援を賜り更にご利用いただくため、ディスクロージャー誌「JA新庄市の現況」を作成致しましたのでご紹介いたします。

当農協は昭和 23 年に新庄町農業協同組合として創立以来、一貫して『農民の協同組織の発展を促進し、もって農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期する』ことを目的に 70 余年の歩みを刻んでまいりました。この間、市制施行に伴う名称の変更や市内 4 農協の合併などを経て、組合員をはじめ地域住民の皆様を支えられ今日の農協を築いて来ることができました。

70 余年の間に状況は変化し、経営規模の大きな農家の増加とともに農家人口と米の消費が減少、食料自給率は 40%を切っています。そこにコロナウィルスの蔓延と国際紛争の勃発で物流が激変し、食料と生産資材の輸入が困難な状況となって食料危機を身近に体験する事態となりました。

折しも「食料・農業・農村基本法」見直しと重なり、消費者、生産者、行政、JA グループが一体となって食料安全保障の重要性を提案し、生産者の経営を支える「農産物の適正な価格形成」と共に盛り込まれています。

コロナが収まり、国際的な人の動きも活発になり、インバウンド需要は以前に戻りつつあります。「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を最重点とし、創造的自己改革を実現するため、事業利用に対する助成や各種補助事業の活用と提案、販売拡大に向けた交渉や新品目の振興を継続します。また、管内小中学校等への農畜産物の無償提供や地域イベントへの参加など、組合員と地域に必要とされる農協を目指します。

今後とも、皆様に愛され、信頼される農協として諸事業や活動に取り組んで参りますので支援、ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げます。

令和 7 年 7 月

新 庄 市 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 沼 澤 正 和

1. 経営基本方針

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当ＪＡでは、担い手の育成や作業受委託の推進、販売力の強化と営農指導員の活動の充実、食農・食育の推進、生産コストの低減等の取り組みとして、市況対策、農業用軽油・灯油等の利用助成、ポイント制による肥料・農薬・飼料の利用額に応じた付与等を実施し、《所得の増大》に寄与し、《農業生産の拡大》に取り組みます。

◇信用・共済事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なＪＡバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるＪＡを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

ＪＡ共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広く反映するとともに、業務執行を機動的に行うために経営管理委員会制度を採用しており、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、令和 7 年 6 月 21 日開催の第 53 回通常総会において経営管理委員会制度から理事会制度へ変更しております。

3. 事業の概況（令和6年度）

令和6年度 事業報告

（1）事業の概況

令和6年は、ポストコロナの経済活動が活発になり、インバウンド需要が拡大し物流は平常に戻りましたが、国際紛争が長期化したことにより物価の値上がりが続いております。

農業を取り巻く環境は、農業人口減少や高齢化などの構造的課題や資材の高止まりが続く厳しい状況は変わりませんが、米をめぐる情勢は一変し、在庫の減少により令和5年産の倍の価格で売買され、スーパー店頭価格は高騰し17週連続で値上がりしました。

図らずも「食料・農業・農村基本法」施行元年に、生産コストを反映した再生産可能な価格となりましたが、消費者には買い控えの動きがみられ、生産者米価の高値の進行により米離れを加速させることが心配されます。消費と米の生産量のバランスが、安定した価格の維持につながることに変わりはなく、生産者と消費者がお互いに納得できる価格での販売に取り組むことが肝要だと考えます。

雪が少なく水不足が心配される春でしたが、一変して7月25日の豪雨によって冠水や土砂の流入、畦畔の決壊など大きな被害が発生し収穫できない圃場も多数ありました。

J Aでは、災害発生直後から情報収集と行政への情報提供を行い、被害回避のため、消防団活動への職員派遣に協力しました。また、J Aグループと一体となって、国や県、市に対して迅速な復旧と支援を要請しております。

主力の米は、大きな災害の影響で作況は「94」の不良となりましたが、1等米比率は96%と向上し、集荷数量は73,957俵と前年比90%を確保できました。また、販売価格は販売先と交渉を重ねて前年を大きく上回る精算ができる見込みとなっています。これもひとえに、出荷者の皆様のご理解と努力の賜物であります。

令和6年度も、生産コスト削減に向けて予約購買による肥料・農薬の集約を基本とし、大型規格商品の取り扱いやフレコン出荷の拡大を進めました。また、組合員の営農と生活を支え、信頼されるJ Aを目指し、マネロンを始めとする金融リスクを管理する体制を強化する取り組みを進め、金融機関として信頼確保に努めました。加えて、懸案の遊休資産の整理も進めて参りました。

令和6年度事業においても、組合員のご理解とご協力によって、農畜産物の販売事業、購買事業、信用事業、共済事業を併せてご利用いただきました結果、当期剰余金48,266千円を計上できましたことに、厚くお礼申し上げます。

引き続き、令和6年度における各事業の概要についてご報告申し上げます。

◇営農・経済関連事業

〈稲 作〉

令和6年度の初期生育は順調で良い秋を迎えられると期待しましたが、7月の豪雨災害により大きな被害を受け、収穫を断念したほ場もありました。農地や水利の復旧に時間を要し、次年度の作付けも不透明な状況が続いています。農地の早期復旧に向け農協としても行政、関係各所へ要請を行ってまいりました。

豪雨被害の影響もあって作況は「94」の「不良」となり、集荷数量は73,957俵（前年81,694俵）となり前年を下回る結果となりましたが、昨年に引き続き猛暑となったにもかかわらず、生産者の水管理を始めとする栽培管理により、1等米比率「96.3%」となり大きく回復しました。

販売は、米の在庫不足感が影響し、近年に無い高値で取引されました。令和6年産米の仮渡金額は「5,300円」アップとなりましたが、米価の上昇は予想を遥かに超えて高騰しました。

当JAは、長年にわたり信頼関係を築いた主要販売先と生産者や生産量の状況を共有し、交渉を幾度も重ね、はえぬき1等・1俵で「24,000円」の精算見通しとなりました。6年産米の販売は完了し、年度末の出庫実績は80,055俵（前年79,279俵）となりました。

〈野菜・園芸〉

春先の高温によりアスパラ、ニラ、ネギは順調に推移しましたが、7月の豪雨の影響によりネギの病害の発生により出荷量は大きく減少し151t、6,479万円（前年207t、9,769万円）となりました。

促成野菜についても、豪雨の影響を受け出荷量が大きく減少しましたが、単価が上がり販売高409万円（前年683万円）となりました。

花卉は、天候による生育への影響はなく順調に推移しましたが、トルコギキョウの出荷本数は若干減少し、高単価となり6,186万円（5,029万円）と大きく増加しました。

〈畜 産〉

高齢繁殖牛の更新を行い、優良な繁殖牛の導入と自家保留を行い、質と増体の向上に努めたことで購買者から高い評価を得ていますが、飼料高騰の影響は肥育経営を圧迫し購買者が導入に慎重になっており子牛価格の低下につながりました。生産者戸数が減少する中で、市場頭数維持安定に努めて参りましたが、令和6年度最上家畜市場の子牛平均価格は、52.7万円/1頭（前年52.9万円/1頭）出荷頭数は192頭（前年224頭）、販売高は9,263万円（前年1億1,867万円）となりました。

酪農部門では、良質な生乳の生産に向け飼養管理を行ってきましたが、夏の猛暑による乳量の減少や乳質不良牛の更新による飼養頭数の減少により、出荷乳量は545t（前年589t）となりました。

〈購 買〉

令和6年度は、5年度と比較し肥料価格等は値下り基調になったものの、依然として高価格帯で推移しました。原料は主要需要国向けの荷動きが回復した事で、一定程度は落ち着いてきました。しかし、為替の影響や国内における製造諸経費については依然として高騰している状況にあり、製造メーカーより大幅な値上げ要求がありましたが、厳しい農家経営を踏まえ JA グループ一体となり交渉してまいりました。

コスト削減へ向けた取り組みとして、予約の積上げ、土壌診断と適正施肥による施肥コストの抑制や価格変動幅の軽減を目的とした集約銘柄の普及推進に努めました。また、土壌改良材散布の重要性を広く PR し普及推進を行った結果、多くの方に土壌診断を無料にご利用いただきました。

皆様のご協力のもと、購買事業の利用拡大につながり、4億5,526万円の供給高となりました。

〈農機自動車センター〉

令和6年度は昨年同様、国内4メーカーともに物資コスト及び物流コストの上昇により主要機械はもとより、部品に関しましても海外製造品も少なからず円安の長期化により大幅な価格上昇となりました。厳しい状況下ではございましたが、全農総合展示会への参加等により農業機械の情報提供をさせていただきました。期中に担当職員の1名減となり、これまで以上に利用者の皆様にはご迷惑をお掛けいたしました。

皆様のご利用により農機及び自動車の供給実績は1億3,448万円となりました。

◇信用事業

〈貯 金〉

年度末貯金残高は、123億0,154万円と前年対比98.7%、計画対比で99.9%の結果となりました。

長らく続いた低金利から脱却し急激な金利上昇となりましたが、高止まりする物価の影響からか貯金への動きは鈍く、決済資金としての流出が多く感じられました。貯金基幹システムである JASTEM の更新により、QR コードを用いた貯金取引や一部税金の納付が可能となり、お客様の利便性の向上と事務の効率化に繋がるものとなりました。

貯金残高の伸張に向け、受取手続きの代行サービスを基軸とした年金受取推進や普及するスマートフォンで取引が可能となる JA バンクアプリプラスの周知により、便利で身近な農協を PR してまいります。

〈融 資〉

年度末融資残高は、３８億９，８３６万円と前年対比９２．８％、計画対比９８．３％の結果となりました。

農業資金については、令和６年７月の大雨被害による資金需要に素早く・柔軟に対応すべく復旧資金を創設し、被災された組合員の方々の営農継続の一助となったものと考えております。米価の高騰から機械導入や施設整備といった経営基盤の拡充に向けた相談が多く寄せられ、営農活動の進展に寄与することができました。

住宅ローンは、建築資材代の高騰からか相談件数は低調となり、マイカー・教育の小口ローンに関しても申込件数が伸び悩みました。金利メリットを広く周知するとともに、来店せずに申し込みができるネット申込を広報誌等を通じて PR し、JA バンクローンの利用拡大を目指してまいります。

◇共済事業

〈共 済〉

令和６年度の支払共済金は満期共済金１億４，５９１万円、７月の豪雨災害で支払された共済金５，３３８万円を含めた長期・短期事故共済金は２億９，４３８万円、その他給付金を合わせた支払総額は４億７，１２１万円となりました。

組合員・利用者を第一に考えた事業推進活動を実践し、長期共済目標３０万ポイントに対し２３．６万ポイント（目標対比 78.9％）、短期共済目標８７万ポイントに対し９１．４万ポイント（目標対比 105.1％）、長期・短期を合わせた推進総合目標１１７万ポイントに対し１１５．１万ポイント（目標対比 98.4％）の実績となりました。

4. 農業振興活動

- ☆水稲直播栽培圃場実演会の開催
- ☆「みのりの秋」最上但馬牛肉賞味会の開催
- ☆管内小学校への食農教育の副読本の提供
- ☆管内保育園・小中学校への食材提供（人参）
- ☆安心・安全な農畜産物づくりへの取組み（生産履歴記帳運動）
- ☆青年部食育活動 市内小学校での田植・稲刈り指導
- ☆農業所得申告相談会

5. 地域貢献情報

- ☆青年部による老人介護施設への米（つや姫）寄贈
- ☆子供食堂への米提供（はえぬき）
- ☆JA共済カーブミラー寄贈（新庄市へ）
- ☆職員による地域見守り支援の実施
- ☆管内小中学校への給食食材提供6月（にら）9月（ねぎ）1月（牛肉）
- ☆管内地域イベントへの参加

「経営者保証に関するガイドライン」への当組合の取組方針について」

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下のURLをご参照ください。

- 全国銀行協会 : <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- 日本商工会議所 : <https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性、資産の状況等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様（債務者・保証人）の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額に設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、申込額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に 勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等からの既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、契約締結時と同様の視点に立ち、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。検討の結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、その時点での資産・収入状況や信用状況を鑑み、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証の必要性を十分に検討したうえで保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要性経費の考え方との整合性等を総合的に勘案しし決定します。

6. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査部等を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財

務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する

社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このためコンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえで、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

電話番号：0233-22-3966

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター、仙台弁護士会紛争解決支援センター

東京弁護士会紛争解決センター（電話番号：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話番号：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話番号：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話 03-6837-1359）にお申し出ください。なお東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し出いただくことも可能です。

また、東京三弁護士会では東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用することができます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話番号 03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一社）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会・経営管理委員会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

7. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、13.24%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新庄市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	433百万円（前年度440百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

8. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなど取り扱っています。

また、キャッシュカードご利用で全国のJAでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどのATM・CDでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯金商品一覧

普 通 貯 金	いつでも、いくらでも預入れ、払戻しができる貯金です。
総 合 口 座	普通貯金、定期貯金、自動融資を一冊の通帳にセット。給与や年金の受取、公共料金やクレジット代金等の自動支払いの他、残高不足でも定期貯金の90%まで自動融資が受けられます。
ス ー パ ー 定 期	預入期間は1ヶ月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の他、満期日指定型もあります。（預入限度1,000万円未満）
大 口 定 期 貯 金	1000万円以上から預入できます。預入期間は1ヶ月以上5年以内であれば自由に選べます。預入時点の市場実勢金利を反映した定期貯金です。
期 日 指 定 定 期 貯 金	最長預入期間は3年（据置期間1年）。1年複利ですので、長く預ける程利息が利息を生む、大変お得な定期貯金です。（預入限度300万円未満）
積 立 定 期 貯 金	積立期間は、目標式（1年以上10年以内で自由設定）と期間を定めない自由式の2種類があります。1本1本の積立金を期日指定定期貯金でお預かりし、満期日に1口の元利金として一度に受け取れます。
定 期 積 金	積立期間は6か月以上、10年以内。積立額を自由に設定し、毎月一定額を積み立てます。

融資商品一覧

アグリマイティ資金	農業に関する設備費・運転資金について貸出期間原則10年以内（対象事業に応じ最長20年以内）で事業費の100%の範囲内で融資致します。
JA 農機ハウスローン	農業に関する大農機具購入について融資可能期間原則10年以内で一組合員あたり1,800万円以内とし所要額以内で貸出致します。
営 農 ロ ー ン	営農運転資金について貸出期間1年以内（自動更新）で極度額300万円以内（農産物販売代金の7割）を融資致します。
アグリスーパー資金	農業に関する運転資金について融資期間1年以内で水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額及び対象品目の販売代金相当のうち、JA口座に入金される金額の範囲内で融資致します。
担 手 応 援 ロ ー ン	農業に関する運転資金について貸出期間1年以内（自動更新）で貸出金3,000万円以内を貸出致します。
事 業 資 金	事業運営に必要な資金について資金期間30年以内（運転資金は5年以内）で農協所定の限度額内で、所要範囲内で貸出致します。

生 活 資 金	生活に必要な資金について貸出期間 10 年以内で農協所定の限度額内で所要額範囲内を貸出致します。
住 宅 ロ ー ン	住宅に関する資金について貸出期間 35 年以内で貸出金 10,000 万円以内とし所要額以内で貸付致します。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修、住宅関連施設の設置等に関する資金について貸出期間 15 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車に関する必要資金について貸出期間 10 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
教 育 ロ ー ン	教育に関する必要資金について貸出期間 15 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な資金について貸出期間 5 年以内（JA 住宅ローン利用者は 7 年以内）で貸出金 300 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	賃貸住宅に関する資金について貸出期間 30 年以内で農協所定の限度額内で所要額以内を貸出致します。
負 債 整 理 資 金	経営改善計画書において負債整理資金利用による債務整理を認められた負債について貸出期間 35 年以内で農協所定の限度額以内で所要額以内を貸出致します。

手数料一覧

取扱手数料項目		手数料金額 (円)	徴収方法
項 目	細 目		
1. 貸出・貯金等 事務共通	(1) 残高証明書発行手数料 (1 通)	6 6 0	受付の都度
	(2) 取引明細表発行手数料 (1 通)	2, 2 0 0	〃
2. 貸出・債務 保証事務	(1) 融資証明書発行手数料 (1 通)	5, 5 0 0	受付の都度
	(2) 貸付金条件変更手数料 (1 件)	8, 8 0 0	変更の都度
	(3) 金利選択変更手数料 (1 件)	8, 8 0 0	
	(4) 貸付金繰上償還手数料 (1 件)		
	(住宅関連資金に限る)		
	①一部繰上償還		償還の都度
	ア. 窓口利用	6, 6 0 0	
	イ. インターネットバンキング利用	無 料	
	②全額繰上償還		
	ア. 貸付実行日より 3 年未満の経過	6, 6 0 0	償還の都度
	イ. 貸付実行日より 3 年以上 5 年未満の経過	5, 5 0 0	〃
	ウ. 貸付実行日より 5 年以上 7 年未満の経過	4, 4 0 0	〃
	エ. 貸付実行日より 7 年以上の経過	3, 3 0 0	
	(5) 発行手数料		
	ローンカード	無 料	

	(5)再発行手数料 ローンカード	1, 6 5 0	受付の都度
	(6)貸付取扱手数料 ①融資金額 5 0 0 万円以下 ②融資金額 5 0 0 万円超	3 0, 8 0 0 4 4, 0 0 0	融資の都度
	(8)上記(7)を除く貸付取扱手数料	5, 5 0 0	〃
3. 貯金業務	(1)貯蓄貯金自動振替サービス手数料 (1 契約)	無 料	
	(2)再発行手数料 ①貯金通帳 (1 冊) ②貯金証書 (1 通) ③磁気キャッシュカード (1 枚) ④ I C キャッシュカード (1 枚) ⑤ J A カード (一体型) (1 枚)	2, 2 0 0 2, 2 0 0 2, 2 0 0 2, 2 0 0 2, 2 0 0	受付の都度 〃 〃 〃 〃
	(3)手形等用紙代 ①小切手帳 (1 冊) ②約束手形・為替手形 (1 冊) ③自己宛小切手 (1 枚) ④マル専手形 (1 枚)	6 6 0 8 8 0 5 5 0 5 5 0	交付の都度 〃 〃 〃
	(4)マル専当座貯金口座開設手数料 (1 口座)	3, 3 0 0	口座開設時
	(5)口座振替・振込手数料 (1 件)	個別契約による	個別契約による
	(6)法人 J A インターネットバンキング口座振替・振込手数料	〃	〃
	(7)窓口収納手数料 (1 件)	個別契約による	個別契約による
	(8)未利用口座管理手数料 (1 件)	1, 3 2 0	年 1 回
	(9)媒体持込手数料 (1 件)	5, 5 0 0	
	(10)個人番号登録手数料 (1 件)	6 6 0	
	(11)同一店内振込手数料 (1 件)		
	①窓口 7. 振込金額 3 万円未満 4. 振込金額 3 万円以上	2 2 0 4 4 0	取引の都度 〃
	②自動化機器 7. 系統カード振込 4. 他行カード振込	1 1 0 2 2 0	〃
	③インターネットバンキング	無 料	
	(10) 定時定額自動振替	個別契約による	取引の都度
	(11)インターネットバンキングサービス利用料	無 料	
	(12)法人 J A インターネットバンクサービス利用料 ①契約料	無 料 無 料	
	②照会・振込サービス利用料	1, 1 0 0	口座振替
	③照会・振込サービス利用料+データ伝送サービス利用料	3, 3 0 0	口座振替
	(13)顧客手数料 下表のとおり	下表のとおり	取引の都度

		当組合本所宛(注1)		他金融機関宛	
送金手数料		1件につき 550 円		普通扱い (送金小切手)	1件につき 770 円
振込 手数料	窓口利用(注2)	3万円未満1件につき 330 円		電信扱い	3万円未満1件につき 660 円 3万円以上1件につき 880 円
		3万円以上1件につき 550 円		文書扱い	3万円未満1件につき 660 円 3万円以上1件につき 880 円
	機械利用(注3)	当組合 カード	3万円未満1件につ き 330 円 3万円以上1件につ き 550 円	電信扱い	3万円未満1件につき 660 円 3万円以上1件につき 880 円
		他県・ JFマリン カード	3万円未満1件につ き 330 円 3万円以上1件につ き 550 円	電信扱い	3万円未満1件につき 660 円 3万円以上1件につき 880 円
		他行 カード	3万円未満1件につ き 330 円 3万円以上1件につ き 550 円	電信扱い	3万円未満1件につき 660 円 3万円以上1件につき 880 円
	代金取立手数料 (隔地間)		1通につき 550 円		至急扱い
				普通扱い	1通につき 660 円
○送金・振込の組戻料 1件につき 660 円					
○不渡手形返却料 1通につき 660 円					
○取立手形組戻料 1通につき 660 円					
○取立手形店頭呈示料 1通につき 660 円					
ただし、660 円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。					
○離島回金料 無 料					

(注1) 系統あての振込等については、当組合本所あての料率を適用する。

(注2) 視覚障がいをお持ちの顧客の窓口利用は、機械利用(自動化機器)と同額とする。

(注3) 機械利用とは定時定額送金契約による振込、自動化機器による振込、インターネットバンキング、JAインターネットバンキングによる振込等をいう。

取扱手数料項目		手数料金額 (円)	徴収方法
項 目	細 目		
5. 両替事務	(1) 邦貨両替手数料		
	① 1 枚～50 枚	無料	取引の都度
	② 51 枚～1,000 枚	770	〃
	③ 1,001 枚～2,000 枚	1,100	〃

	④2,001枚以上1,000枚毎に	550円加算	〃
--	-------------------	--------	---

ATM 手数料

曜 日	時 間 帯	同一農協内取引 県内農協相互間 系統全国ネット		ゆうちょ銀行提携ネット（注１）		業態間 提携ネット			ローソン銀行・イ ーネット ATM 提 携 （注２）
						JF マリン バンク	三菱UFJ 銀行	以外	
		入金	出金	入金	出金	出金	出金	出金	入出金
平 日	8:00 ～ 8:45	無料	無料		220	無料	110	220	110
	8:45 ～18:00				110		無料	110	無料
	18:00 ～ 23:00				220		110	220	110
土曜日	8:00 ～ 9:00				220		110	220	110
	9:00 ～14:00				110		110	220	無料
	14:00 ～ 21:00				220		110	220	110
日曜日	8:00 ～21:00				220		110	220	110
祝 日	8:00 ～21:00				220		110	220	110
年末日	8:00 ～21:00				220		110	220	110

曜 日	時 間 帯	A T M振込		
		J Fマリン カード	他県カード	他行カード
		出金	出金	出金
平 日	8:00 ～ 8:45	無料	無料	220
	8:45 ～18:00			110
	18:00 ～23:00			220
土曜日	8:00 ～ 9:00	無料	無料	220
	9:00 ～14:00			220
	14:00 ～21:00			220
日曜日	8:00 ～21:00			220
祝 日	8:00 ～21:00			220
年末日	8:00 ～21:00			220

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善を実施、(3)全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援資金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6 年度 (令和7年3月31日)	5 年度 (令和6年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	11,864,235	11,687,197
(1) 現金	122,707	91,534
(2) 預金	7,874,785	7,446,279
系統預金	(7,808,379)	(7,377,205)
系統外預金	(66,405)	(69,073)
(3) 貸出金	3,898,368	4,198,114
(4) その他の信用事業資産	18,340	20,005
未収収益	(9,836)	(8,753)
その他の資産	(8,504)	(11,252)
(5) 貸倒引当金	△49,966	△68,737
2 共済事業資産	346	90
(1) その他の共済事業資産	346	90
3 経済事業資産	259,899	403,832
(1) 経済事業未収金	93,458	89,676
(2) 経済受託債権	101,730	242,420
(3) 棚卸資産	73,035	79,254
購入品	(73,035)	(79,254)
(4) その他の経済事業資産	6,390	6,390
(5) 貸倒引当金	△14,715	△13,909
4 雑資産	28,213	33,415
5 固定資産	892,375	951,377
(1) 有形固定資産	886,187	943,829
建物	1,150,559	1,157,029
機械装置	182,014	177,703
土地	692,710	736,600
リース資産	241,265	248,454
その他有形固定資産	287,096	284,183
減価償却累計額	△1,667,458	△1,660,141
(2) 無形固定資産	6,187	7,548
6 外部出資	813,964	954,864
(1) 外部出資	813,964	954,864
系統出資	784,501	925,501
系統外出資	29,463	29,363
7 繰延税金資産	47,269	2,158
資産の部合計	13,906,304	14,032,936

(単位：千円)

科 目	6年度 (令和7年3月31日)	5年度 (令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	12,347,776	12,489,366
(1) 貯金	12,301,545	12,453,440
(2) 借入金	3,837	4,347
(3) その他の信用事業負債	42,393	31,578
未払費用	(2,043)	(898)
その他の負債	(40,349)	(30,679)
2 共済事業負債	69,740	107,373
(1) 共済資金	39,180	75,740
(2) 未経過共済付加収入	30,461	31,543
(3) 共済未払費用	97	89
3 経済事業負債	158,369	126,827
(1) 経済事業未払金	35,010	28,192
(2) 経済受託債務	123,358	98,634
5 雑負債	93,275	102,925
(1) 未払法人税等	543	8,501
(2) リース債務	60,278	55,960
(3) 資産除去債務	12,874	12,582
(4) その他の負債	19,579	25,880
6 諸引当金	147,014	158,878
(1) 賞与引当金	6,904	4,455
(2) 退職給付引当金	95,483	94,865
(3) 役員退職慰労引当金	14,486	14,009
(4) 特例業務負担金引当金	23,044	25,420
(5) 子会社支援引当金	7,095	20,128
8 再評価に係る繰延税金負債	99,217	96,699
負債の部合計	12,915,392	13,082,070
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	748,115	718,766
(1) 出資金	433,815	440,640
(2) 利益剰余金	327,047	291,995
利益準備金	169,707	159,707
その他利益剰余金	157,340	132,288
当期末処分剰余金	157,340	132,288
(うち当期剰余金)	(48,266)	(40,523)
(3) 処分未済持分	△12,747	△13,869
2 評価・換算差額等	242,797	232,099
(1) 土地再評価差額金	242,797	232,099
純資産の部合計	990,912	950,865
負債及び純資産の部合計	13,906,304	14,032,936

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度	5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業総利益	404,880	401,772
事業利益	955,300	1,017,822
事業費用	550,419	616,050
(1) 信用事業収益	104,321	102,094
資金運用収益	93,325	89,783
(うち預金利息)	(44,028)	(34,480)
(うち貸出金利息)	(49,294)	(54,762)
(うちその他受入利息)	(2)	(540)
役務取引等収益	8,024	8,553
その他経常収益	2,970	3,757
(2) 信用事業費用	3,371	11,636
資金調達費用	5,526	1,603
(うち貯金利息)	(5,472)	(1,513)
(うち給付補填備金繰入)	(7)	(13)
(うち借入金利息)	(12)	(13)
(うちその他支払利息)	(34)	(62)
役務取引等費用	2,821	2,924
その他経常費用	△4,977	7,108
(うち貸倒引当金戻入益)	(△18,771)	(△7,229)
信用事業総利益	100,950	90,458
(3) 共済事業収益	82,583	88,098
共済付加収入	77,358	83,332
その他の収益	5,225	4,766
(4) 共済事業費用	5,036	5,751
共済推進費	2,126	2,347
その他の費用	2,910	3,403
共済事業総利益	77,547	82,347
(5) 購買事業収益	612,600	680,946
購買品供給高	549,945	615,874
購買品手数料	841	1,095
修理サービス料	40,250	42,209
その他の収益	21,563	21,766
(6) 購買事業費用	510,713	562,905
購買品供給原価	470,565	525,849
購買品供給費	251	1,084
修理サービス費	27,988	28,919
その他の費用	11,908	7,051
(うち貸倒引当金繰入)	(4,607)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△238)
購買事業総利益	101,887	118,041
(7) 販売事業収益	79,703	72,809
販売手数料	61,889	53,601
その他の収益	17,814	19,207
(8) 販売事業費用	2,850	4,212
その他の費用	2,850	4,212
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(171)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△750)	-
販売事業総利益	76,853	68,596
(9) 保管事業収益	43,578	42,914
(10) 保管事業費用	6,936	7,355
保管事業総利益	36,641	35,558
(11) 利用事業収益	23,449	22,313
(12) 利用事業費用	11,794	13,355
利用事業総利益	11,654	9,957
(13) 宅地等供給事業収益	1,330	1,171
(14) 宅地等供給事業費用	15	16
宅地等供給事業総利益	1,315	1,154
(16) 指導事業収入	7,732	6,474
(17) 指導事業支出	9,701	10,817
指導事業収支差額	△1,969	△4,342

科 目	6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
2 事業管理費	364,690	353,616
(1) 人件費	243,495	233,674
(2) 業務費	36,318	30,920
(3) 諸税負担金	19,824	20,886
(4) 施設費	58,851	63,645
(5) その他事業管理費	6,200	4,489
事業利益	40,190	48,155
3 事業外収益	29,689	41,101
(1) 受取出資配当金	6,392	16,022
(2) 賃貸料	13,729	14,726
(3) 貸倒引当金戻入益	13	-
(4) 雑収入	9,555	10,352
4 事業外費用	26,609	23,538
(1) 寄付金	225	275
(2) 賃貸費用	11,644	13,693
(3) 雑損失	14,739	9,568
(4) 貸倒引当金繰入	-	1
経常利益	43,271	65,718
5 特別利益	13,032	7,448
(1) 固定資産処分益	-	90
(2) 子会社支援引当金戻入益	13,032	7,357
6 特別損失	52,604	18,442
(1) 固定資産売却損	22,083	14
(2) 減損損失	30,521	18,427
税引前当期利益	3,698	54,725
法人税・住民税及び事業税	543	11,773
法人税等調整額	△45,111	2,428
法人税等合計	△44,568	14,202
当期剰余金	48,266	40,523
当期首繰越剰余金	122,288	90,793
土地再評価差額金取崩額	△13,215	972
当期末処分剰余金	157,340	132,288

(3) 5年度注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
- ロ その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品）
 - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（農機・自動車）
 - 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（上記以外）
 - 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

企画管理部が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6

年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

⑥子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財務状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物出荷等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期

末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。 ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買品手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
【会計上の見積もりに関する注記】
(1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額）2,158 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は3,168 千円であります。） ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年6月に決議した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 18,427 千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年6月に決議した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82,660 千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 (i) 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。 (ii) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 (iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
【貸借対照表に関する注記】
(1) 有形固定資産にかかる圧縮記帳額 取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563 千円 機械装置 77,185 千円 その他の有形固定資産 73,925 千円	
(2)担保に供している資産	
定期預金のうち1,300,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。	
(3)子会社等に対する金銭債権及び債務	
子会社等に対する金銭債権の総額は 64,918 千円です。	
子会社等に対する金銭債務の総額は 1,287 千円です。	
(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務	
理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債権の総額は60,748千円です。	
理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債務はありません。	
(5)信用事業を行う組合に要求される注記	
債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額	
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は2,718千円、危険債権額は88,333千円です。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。	
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 91,052 千円です。	
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	
(6)土地の再評価に関する法律に基づく再評価	
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。	
①再評価を行った年月日 平成11年3月31日	
②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	
△294,834千円	
③同法第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。	
【損益計算書に関する注記】	
(1)子会社等との取引高の総額	
① 子会社等との取引による収益総額	15,661 千円
うち事業取引高	1,968 千円
うち事業取引高以外	13,693 千円
② 子会社等との取引による費用総額	545 千円
うち事業取引高	- 千円
うち事業以外取引高	545 千円
(1)減損損失に関する注記	
①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要	
当組合では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員のJA利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、JA全体の共	

用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
梅ヶ崎用地	遊 休	土地	業務外固定資産
産直いなふね	遊 休	建物・器具備品	業務外固定資産
本合海相談所	遊 休	建物・構築物・器具備品・土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

産直いなふねは閉店により、店舗営業に係る資産について遊休資産となった為、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

本合海相談所は店舗廃止により、遊休資産となった為、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地 124 千円（土地 124 千円）

産直いなふね 7,626 千円（建物 7,411 千円、器具備品 214 千円）

本合海相談所 10,677 千円（建物 7,577 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 475 千円、土地 1,426 千円）

合 計 18,427 千円（建物 14,988 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 689 千円、土地 1,551 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に一定の調整を加えて算定しています。

【金融商品に関する注記】

（１） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組員等に対する貸出金であり、貸出金は組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,400千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,446,279	7,440,674	△5,604
貸出金	4,198,114		
貸倒引当金 (*1)	△68,737		
貸倒引当金控除後	4,129,377	4,170,380	41,003
資 産 計	11,575,656	11,611,055	35,398
貯金	12,453,440	12,445,032	△8,408
負 債 計	12,453,440	12,445,032	△8,408

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資	954,864
合計	954,864

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,446,279	—	—	—	—	—
貸出金 (※1・2・3)	473,246	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121
合計	7,919,525	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 149,929 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 14,090 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 3,055 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年以内 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462
合計	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	108,785 千円
退職給付費用	16,208 千円
退職給付の支払額	△17,325 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△12,803 千円</u>
期末における退職給付引当金	94,865 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	121,065 千円
特定退職金共済制度	<u>△26,200 千円</u>
退職給付引当金	94,865 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	16,208 千円
----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,909 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、23,

700 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	19,056 千円
減損損失（非償却資産）	12,890 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	5,567 千円
貸倒損失	11,497 千円
資産除去債務	3,480 千円
役員退職慰労引当金	3,875 千円
無形固定資産	3,708 千円
経済受取利息	1,958 千円
賞与引当金	1,232 千円
その他	1,420 千円
繰延税金資産小計	80,438 千円
評価性引当額	△77,274 千円
繰延税金資産合計（A）	3,168 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	△861 千円
繰延税金負債合計（B）	△1,009 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	2,158 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.00%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.05%
評価性引当額の増減	△6.58%
その他	6.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.95%

6年度注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】
(1)次に掲げるものの評価基準及び評価方法 ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 ロ その他有価証券 ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 ②棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 購買品（農機・自動車） 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 購買品（上記以外） 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2)固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法） ②無形固定資産 定額法 ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 (3)引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。 ②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。 ⑤特例業務負担金引当金 旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。 ⑥子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財務状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物出荷等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買品手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）47,269千円（繰延税金負債と相殺前の金額は48,253千円であります。）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りにについては、令和5年6月に決議した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 30,521千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年6月に決議した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 64,681千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i)算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

(1)有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563千円 機械装置 77,185千円 その他の有形固定資産 73,925千円

(2)担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び債務

子会社等に対する金銭債権の総額は 57,870 千円です。

子会社等に対する金銭債務の総額は 110 千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債権の総額は 55,890 千円です。

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 2,540 千円、危険債権額は 80,413 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 82,953 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

△250,945 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額 13,705 千円

うち事業取引高 2,060 千円

うち事業取引高以外 11,644 千円

② 子会社等との取引による費用総額 545 千円

うち事業取引高 0 千円

うち事業以外取引高 545 千円

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
産直いなふね	遊 休	建物・器具備品・土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

産直いなふねは遊休資産であったが、売却が決定した為売却価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

産直いなふね 30,521 千円（建物 13,019 千円、器具備品 417 千円、土地 17,084 千円）

合 計 30,521 千円（建物 13,019 千円、器具備品 417 千円、土地 17,084 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しております。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が29,519千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,874,785	7,856,051	△18,733
貸出金	3,898,368		
貸倒引当金（※1）	△49,966		
貸倒引当金控除後	3,848,402	3,814,419	△33,982
資 産 計	11,723,187	11,670,471	△52,715
貯金	12,301,545	12,266,793	△34,751
負 債 計	12,301,545	12,266,793	△34,751

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑤ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	813,964
合計	813,964

⑥ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,874,785	—	—	—	—	—
貸出金(※1・2・3)	424,643	276,587	251,917	226,679	201,669	2,496,901
合計	8,299,428	276,587	251,917	226,679	201,669	2,496,901

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 121,524 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 17,430 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 2,540 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年以内 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	11,370,065	227,300	297,956	124,500	280,683	1,039
合計	11,370,065	227,300	297,956	124,500	280,683	1,039

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	94,865 千円
退職給付費用	14,509 千円
退職給付の支払額	△967 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△13,682 千円
その他	758 千円
期末における退職給付引当金	95,483 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	134,965 千円
特定退職金共済制度	△39,482 千円
退職給付引当金	95,483 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	14,509 千円
----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,914 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、21,

920 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	27,098 千円
減損損失（非償却資産）	21,796 千円
貸倒引当金	14,946 千円
外部出資直接償却	13,327 千円
減損損失（償却資産）	12,523 千円
税務上の繰越欠損金	7,784 千円
特例業務負担金引当金	6,518 千円
役員退職慰労引当金	4,111 千円
資産除去債務	3,651 千円
経済受取利息	2,100 千円
子会社支援引当金	2,013 千円
賞与引当金	1,909 千円
その他	392 千円
繰延税金資産小計	118,174 千円
評価性引当額	<u>△69,921 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	48,253 千円

繰延税金負債

全農出資金	△152 千円
有形固定資産（除去費用）	<u>△831 千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>△984 千円</u>
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	47,269 千円

(4) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	28.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△23.89%
住民税均等割等	14.68%
評価性引当額の増減	△1249.75%
その他	△1.88%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1205.00%

(5) 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立した事に伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.66%から28.38%に変更されました。

その結果、繰延税金資産が988千円、再評価に係る繰延税金負債が2,517千円それぞれ増加し、土地再評価差額金が2,517千円、法人税等調整額が988千円それぞれ減少しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	6 年度	5 年度
1. 当期末処分剰余金	157,340,196	132,288,547
計	157,340,196	132,288,547
2. 剰余金処分額	12,000,000	10,000,000
(1) 利益準備金	12,000,000	10,000,000
3. 次期繰越剰余金	145,340,196	122,288,547

(注) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額 2,500,000 円が含まれています。

5 年度 2,100 千円

6 年度 2,500 千円

5. 部門別損益計算書 (令和 5 年度)

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,017,822	102,094	88,098	728,421	92,732	6,474	
事業費用 ②	616,050	11,635	5,751	508,967	78,879	10,817	
事業総利益 3 (1-2)	401,772	90,458	82,347	219,454	13,853	△4,342	
事業管理費 ④	353,616	66,855	52,670	184,890	29,999	19,201	
(うち減価償却費⑤)	(22,195)	(2,086)	(1,183)	(15,257)	(3,246)	(423)	
(うち人件費 ⑤')	(233,674)	(47,122)	(38,180)	(116,745)	(17,121)	(14,505)	
うち共通管理費 ⑥		32,669	24,070	72,206	12,042	8,601	△149,588
(うち減価償却費⑦)		(1,605)	(1,183)	(3,548)	(592)	(423)	(△7,351)
(うち人件費 ⑦')		(14,851)	(10,941)	(32,825)	(5,474)	(3,910)	(△68,001)
事業利益 ⑧ (③-④)	48,155	23,604	29,677	34,565	△16,145	△23,544	
事業外収益 ⑨	41,101	8,976	6,613	19,839	3,309	2,363	
うち共通分 ⑩		8,976	6,613	19,839	3,309	2,363	△41,100
事業外費用 ⑪	23,538	5,141	3,787	11,362	1,895	1,353	
うち共通分 ⑫		5,141	3,787	11,362	1,895	1,353	△23,538
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	65,718	27,439	32,503	43,042	△14,731	△22,534	
特別利益 ⑭	7,448	1,627	1,198	3,595	600	428	
うち共通分 ⑮		1,627	1,198	3,595	600	428	△7,448
特別損失 ⑯	18,442	4,028	2,967	8,902	1,485	1,060	
うち共通分 ⑰		4,028	2,967	8,902	1,485	1,060	△18,442
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	54,725	25,039	30,734	37,736	△15,616	△23,167	
営農指導事業分配賦額 ⑲		5,368	3,955	11,866	1,978	△23,167	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	54,725	19,671	26,780	25,870	△17,594		

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 人頭割合

(2) 営農指導事業 人頭割合

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区 分	信 用 業 事 業	共 事 業 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	21.8	16.1	48.3	8.1	5.7	100 %
営 農 指 導 事 業	23.2	17.1	51.2	8.5		100 %

部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 業 事 業	共 事 業 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	955,300	104,321	82,583	687,887	72,775	7,732	
事業費用 ②	550,419	3,371	5,036	470,841	61,469	9,701	
事業総利益 3（1－2）	404,880	100,950	77,547	217,046	11,306	△1,969	
事業管理費 ④ （うち減価償却費⑤） （うち人件費 ⑤'）	364,690 (20,683) (243,495)	73,162 (1,777) (47,518)	54,527 (642) (41,489)	179,670 (15,082) (115,555)	32,855 (2,861) (20,423)	24,476 (321) (18,507)	
うち共通管理費 ⑥ （うち減価償却費⑦） （うち人件費 ⑦'）		18,958 (562) (47,518)	21,677 (642) (10,095)	65,005 (1,926) (30,271)	14,898 (441) (6,938)	10,839 (321) (5,047)	△131,376 (△3,893) (△61,179)
事業利益 ⑧（③－④）	40,190	27,788	23,020	37,376	△21,549	△26,445	
事業外収益 ⑨ うち共通分 ⑩	29,689 △	4,054 4,054	4,635 4,635	15,496 13,900	3,186 3,186	2,318 2,318	△28,093
事業外費用 ⑪ うち共通分 ⑫	26,609 △	3,840 3,840	4,390 4,390	13,167 13,167	3,017 3,017	2,195 2,195	△26,609
経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪）	43,271	28,002	23,265	39,705	△21,380	△26,322	
特別利益 14 うち共通分 ⑮	13,032 △	1,881 1,881	2,150 2,150	6,448 6,448	1,478 1,478	1,075 1,075	△13,032
特別損失 ⑯ うち共通分 ⑰	52,604 △	7,591 7,591	8,680 8,680	26,029 26,029	5,965 5,965	4,340 4,340	△52,604
税引前当期利益 ⑱ （⑬＋⑭－⑯）	3,698	22,292	16,735	20,124	△25,867	△29,587	
営農指導事業分配賦額 ⑲		4,654	5,320	15,956	3,657	△29,587	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ （⑱－⑲）	3,698	17,638	11,416	4,168	△29,525		

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人頭割合
(2) 営農指導事業 人頭割合

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区 分	信 用 業 事 業	共 事 業 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	14.4	16.5	49.5	11.4	8.2	100 %
営 農 指 導 事 業	15.7	18.0	53.9	12.4		100 %

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 7 月 3 0 日
新庄市農業協同組合
代表理事組合長 沼澤 正和

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益（事業収益）	1,132	1,122	1,013	1,017	955
信用事業収益	106	108	105	112	104
共済事業収益	106	106	96	108	82
農業関連事業収益	794	763	710	773	687
その他事業収益	126	144	101	135	80
経常利益	59	45	52	65	43
当期剰余金	71	57	59	40	48
出資金 （出資口数）	458 (152,987)	452 (150,961)	447 (149,114)	440 (146,880)	433 (144,605)
純資産額	819	870	917	950	990
総資産額	14,273	14,133	13,921	14,032	13,906
貯金等残高	12,766	12,676	12,427	12,453	12,301
貸出金残高	3,749	4,095	4,249	4,198	3,898
剰余金配当金額	－	－	－	－	－
出資配当額	－	－	－	－	－
事業利用分量配当額	－	－	－	－	－
職員数	64	62	56	55	58
単体自己資本比率	9.33	10.00	10.64	10.92	13.24

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	6年度	5年度	増 減
資金運用収支	87	88	△1
役務取引等収支	5	5	△0
その他信用事業収支	7	△3	10
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	93 (0.78%)	90 (0.80%)	3 (△0.02%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	376 (2.69%)	390 (2.79%)	△14 (0.10)
事業純益	11	36	△25
実質事業純益	11	36	△25
コア事業純益	11	36	△25
コア事業純益 (投資信託解約損益を 除く)	11	36	△25

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	6年度			5年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	11,077	93	0.83	11,038	89	0.80
うち預金	7,048	44	0.62	6,821	34	0.49
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	4,029	49	1.21	4,216	54	1.28
資金調達勘定	12,496	5	0.04	12,439	1	0.01
うち貯金・定期積金	12,492	5	0.04	12,434	1	0.01
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	4	0	0.28	4	0	0.28
総資金利ざや	—	—	0.36	—	—	0.52

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	6 年度増減額	5 年度増減額
受 取 利 息	4	△3
うち預金	9	△3
うち有価証券	-	-
うち貸出金	△5	0
支 払 利 息	4	△0
うち貯金・定期積金	4	△0
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	0
差 引	0	△3

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
流 動 性 貯 金	6,911 (55.3)	6,550 (52.6)	361
定 期 性 貯 金	5,560 (44.5)	5,862 (47.1)	△301
そ の 他 の 貯 金	19 (0.1)	22 (0.1)	△2
計	12,492 (100.0)	12,434 (100.0)	57
譲 渡 性 貯 金	- (-)	- (-)	-
合 計	12,492 (100.0)	12,434 (100.0)	57

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
定期貯金	5,197 (100.0)	5,577 (100.0)	△379
うち固定金利定期	5,191 (99.9)	5,572 (99.9)	△380
うち変動金利定期	5 (0.0)	5 (0.0)	0

(注)

1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
手形貸付	-	-	-
証書貸付	3,941	4,112	△170
当座貸越	129	147	△17
割引手形	-	-	-
合 計	4,071	4,259	△188

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
固定金利貸出	3,215 (82.4)	3,323 (79.1)	△107
変動金利貸出	560 (14.3)	724 (17.2)	△163
その他	121 (3.1)	150 (3.5)	△29
合 計	4,249 (100.0)	4,198 (100.0)	△299

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
貯金・定期積金等	5	11	△6
有価証券	－	－	－
動 産	－	－	－
不動産	704	708	△
その他担保物	－	－	－
小 計	709	719	△
農業信用基金協会保証	2,436	2,591	△155
その他保証	611	634	△22
小 計	3,047	3,225	△177
信 用		254	
合 計	3,898	4,198	△299

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
設備資金	3,368 (86.4)	3,480 (81.5)	△112
運転資金	526 (13.5)	713 (18.4)	△187
合 計	3,898 (100.0)	4,198 (100.0)	△299

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
農業	853 (21.9)	940 (22.4)	△86
林業	29 (0.7)	30 (0.7)	△0
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	363 (9.3)	343 (8.1)	20
鉱業	69 (1.7)	74 (1.7)	△4
建設・不動産業	861 (22.0)	951 (22.6)	△89
電気・ガス・熱供給水道業	79 (2.0)	78 (1.8)	0
運輸・通信業	39 (1.0)	38 (0.9)	1
金融・保険業	- (-)	114 (2.5)	△114
卸売・小売・サービス業・飲食業	988 (25.2)	1,019 (21.7)	△29
地方公共団体	56 (1.4)	- (-)	56
非営利法人	- (-)	- (-)	-
その他	553 (14.2)	606 (14.4)	△52
合 計	3,898 (100.0)	4,198 (100.0)	△299

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
農業	531	598	△67
穀作	298	371	△73
野菜・園芸	42	33	9
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	33	38	△5
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	156	154	2
農業関連団体等	-	-	-
合計	531	598	△67

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
プロパー資金	530	596	△66
農業制度資金	1	2	△1
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	1	2	△1
合計	531	598	△67

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	6 年度	5 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,837	4,347	△510
その他	-	-	-
合計	3,837	4,347	△510

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	2	-	-	2	2
	6年度	2	-	-	2	2
危 険 債 権	5年度	88	32	2	53	88
	6年度	80	34	0	46	80
要 管 理 債 権	5年度	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-
	三 月 以 上 延 滞 債 権	5年度	-	-	-	-
		6年度	-	-	-	-
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	5年度	-	-	-	-
		6年度	-	-	-	-
小 計	5年度	91	32	2	56	91
	6年度	82	34	0	48	82
正 常 債 権	5年度	4,115				
	6年度	3,828				
合 計	5年度	4,206				
	6年度	3,911				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	6 年度					5 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般 貸倒引当金	13	1	-	13	1	13	13	-	13	13
個別貸倒引当金	69	63	3	66	63	76	69	-	76	69
合 計	92	64	3	79	64	89	82	-	89	82

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	6 年度	5 年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		6 年度		5 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	4,004	17,150	4,136	18,351
	金 額	1,766,995	4,457,735	1,710,729	4,771,372
雑 為 替	件 数	239	58	257	76
	金 額	16,046	736	10,779	1,100
合 計	件 数	4,243	17,208	4,393	18,427
	金 額	1,783,042	4,458,472	1,721,508	4,772,473

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		6 年度		5 年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	1,637	12,892,953	1,656	13,693,791
	定期生命共済	34	672,300	35	697,800
	養老生命共済	516	3,532,938	565	3,847,556
	うちこども共済	293	1,586,200	303	1,667,200
	医療共済	1,384	137,000	1,390	138,000
	がん共済	189	11,500	178	11,500
	定期医療共済	17	56,700	17	56,700
	介護共済	83	164,355	78	160,855
	認知症共済	26		25	
	生活障害	11		10	
	特定重度疾病	50		53	
	年金共済	451	-	448	-
建物更生共済		1,785	25,277,100	1,777	25,415,100
合 計		6,183	42,744,848	6,232	44,021,304

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	1, 384	4, 306	1, 390	4, 919
		99, 896		83, 860
がん共済	189	1, 019	178	964
定期医療共済	17	86	17	86
合 計	1, 590	5, 411	1, 585	5, 969
		99, 896		83, 860

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	83	247,357	78	239,658
認知症共済	26	40,300	25	38,100
生活障害共済（一時金型）	9	68,300	9	68,300
生活障害共済（定期年金型）	2	2,200	1	1,200
特定重度疾病共済	50	110,500	53	123,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	402	162,127	399	166,532
年金開始後	49	26,667	49	26,620
合 計	451	188,794	448	193,152

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては最低保証年金額）を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度			5 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	422	4,265,900	4,653	422	4,175,400	4,559
自動車共済	2,630		103,561	2,608		101,802
傷害共済	2,499	8,352,500	2,249	2,601	8,949,000	2,339
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	3	12,000	57	3	12,000	57
賠償責任共済	86		234	91		215
自賠責共済	833		13,161	989		15,552
合 計	6,473		123,918	6,714		124,526

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①買取購買品

(単位：千円)

種 類		6 年度	5 年度
		供給高	供給高
生産資材	肥 料	145,004	164,873
	農 薬	114,871	123,595
	飼 料	58,408	63,282
	農業機械	108,893	137,417
	温床資材	13,926	16,554
	出荷資材	21,184	19,116
	種 苗	50,196	43,628
	そ の 他	27,391	23,750
	計	539,876	592,218
生活物資	食 品	米	12,231
		生鮮食品	4,498
		一般食品	6,216
	酒		27
	日用雑貨		311
	その他		991
	自動車		16,703
	計		40,980
合 計		580,857	652,334

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（２）販売事業取扱実績

①受託販売品

（単位：千円）

種 類	6 年度		5 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,325,508	55,443	1,007,058	45,315
豆・雑穀	14,915	596	13,345	533
野 菜	64,931	1,947	103,212	3,823
果 実	2,339	70	1,436	43
花き・花木	61,861	1,855	50,295	1,508
畜 産 物	185,242	1,852	217,212	2,172
林 産 物	4,097	122	6,835	205
合 計	1,658,895	61,889	1,399,396	53,601

（３）保管事業取扱実績

（単位：千円）

項 目		6 年度	5 年度
収 益	保 管 料	30,686	31,073
	荷 役 料	5,326	3,511
	そ の 他 収 益	7,565	8,329
	計	43,578	42,914
費 用	保 管 材 料 費	744	836
	保 管 労 務 費	2,946	3,492
	そ の 他 の 費 用	3,246	3,026
	計	6,936	7,355
差 引		36,641	35,558

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		6 年度	5 年度
収 益	ライスセンター	18,310	18,193
	加 工 施 設	445	363
	そ の 他	4,693	4,755
	計	23,449	23,313
費 用	ライスセンター	8,944	9,740
	加 工 施 設	358	330
	そ の 他	2,492	3,284
	計	11,794	13,355
差 引		11,654	9,957

(5) その他の事業取扱実績

①宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		6 年度	5 年度
収 益	宅地等供給事業収益	1,330	1,171
	計	1,330	1,171
費 用	宅地等供給事業費用	15	16
	計	15	16
差 引		1,315	1,154

②指導事業

(単位：千円)

項 目		6 年度	5 年度
収 入	指導補助金	2,113	516
	賦課金収入	4,959	5,006
	実費収入	659	950
	計	7,732	6,474
支 出	営農改善費	3,843	4,797
	生活文化費	316	290
	教育情報費	5,541	5,728
	計	9,701	10,817
差 引		△1,969	△4,342

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	6 年度	5 年度	増 減
総資産経常利益率	0.30	0.47	△0.17
資本経常利益率	4.45	7.03	△2.58
総資産当期純利益率	0.34	0.29	0.05
資本当期純利益率	4.97	4.33	0.64

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		6 年度	5 年度	増 減
貯貸率	期 末	31.69	33.71	△2.02
	期中平均	32.25	33.91	△1.66
貯証率	期 末	－	－	－
	期中平均	－	－	－

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

	2024年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	748,115	718,766
うち、出資金及び資本準備金の額	433,815	440,640
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	327,047	291,995
うち、外部流出予定額 (△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△12,747	△13,869
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,620	13,349
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,620	13,349
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	749,735	732,116
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4,476	5,460
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,476	5,460
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

	2024年度	2023年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4,476	5,460
自 己 資 本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	745,259	726,655
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,440,902	6,478,084
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	328,799
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	328,799
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフバランス項目	4,739	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	186,327	170,346
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	5,627,229	6,648,431
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.24	10.92

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

			6年度			5年度		
信用リスク・アセット			エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b=A \times 4\%$
	現金					91,534	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け					-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け					-	-	-
	国際決済銀行等向け					-	-	-
	我が国の地方公共団体向け					-	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け					-	-	-
	国際開発銀行向け					-	-	-
	地方公共団体金融機関向け					-	-	-
	我が国の政府関係機関向け					-	-	-
	地方三公社向け					-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け					7,449,728	1,489,945	59,597
	法人等向け					233,406	200,622	8,024
	中小企業等向け及び個人向け					166,832	123,153	4,926
	抵当権付住宅ローン					239,610	77,426	3,097
	不動産取得等事業向け					-	-	-
	三月以上延滞等					12,434	261	10
	取立未済手形					11,252	2,250	90
	信用保証協会等保証付					2,594,909	257,432	10,297
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					-	-	-
	共済約款貸付					-	-	-
	出資等					107,123	107,123	4,284
	（うち出資等のエクスポージャー）					107,123	107,123	4,284
	（うち重要な出資のエクスポージャー）					-	-	-
	上記以外					2,870,259	3,891,070	155,642
	（うち他の金融機関等の対象資本等					-	-	-

調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー						
(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係る エクスポージャー)				961,741	2,404,354	96,174
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー)				-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に関するエクスポ ージャー)				-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に係る5%基準額 を上回る部分に係るエクスポー ジャー)				-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)				1,908,517	1,486,716	59,468
証券化				-	-	-
(うちSTC要件適用分)				-	-	-
(うち非STC適用分)				-	-	-
再証券化				-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー				-	-	-
(うちルックスルー方式)				-	-	-
(うちマンドート方式)				-	-	-
(うち蓋然性方式250%)				-	-	-
(うち蓋然性方式400%)				-	-	-
(うちフォールバック方式)				-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額				-	328,799	13,151
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算入されな かったものの額 (△)				-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計				-	-	-

CVAリスク相当額÷ 8%				-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー				-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）				14, 111, 350	6, 478, 084	259, 123
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞				オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	所要自己資本額	
				A	b =A× 4％	
				170, 346	6, 813	
所要自己資本額計				リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
				A	b =A× 4％	
				6, 648, 431	265, 937	

（注）

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額なら
びに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024 年度		
		エクスポージャー の 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	112,707	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	56,307	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	7,880,475	1,576,095	63,043
	(うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け)			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	17,748	17,748	709
	(うち特定貸付債権向け)			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	478,015	413,587	16,543
	(うちトランザクター向け)			
	不動産関連向け	907,408	544,141	21,765
	(うち自己居住用不動産等向け)	600,024	221,388	8,855
	(うち賃貸用不動産向け)	307,383	322,753	12,910
	(うち事業用不動産関連向け)			
	(うちその他不動産関連向け)			
	(うち ADC 向け)			
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	34,735	17,868	714
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに			

係る延滞				
取立未済手形		8,502	1,700	68
信用保証協会等による保証付		2,438,220	241,317	9,652
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付				
株式等		107,223	107,223	4,288
共済約款貸付				
上記以外		1,461,108	2,521,220	100,848
	(うち重要な出資のエクスポージャー)			
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	706,741	1,766,854	70,674
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)			
	(うち上記以外のエクスポージャー)	754,366	754,366	30,174
	証券化			
	(うちSTC要件適用分)			
	(短期STC要件適用分)			
	(うち不良債権証券化適用分)			
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)			
再証券化				
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される				

	エクスポージャー				
		(うちルックスルー方式)			
		(うちマンドート方式)			
		(うち蓋然性方式 250%)			
		(うち蓋然性方式 400%)			
		(うちフォールバック方式)			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)				
	標準的手法を運用するエクスポージャー計				
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)				
	中央清算期間関連エクスポージャー				
合計(信用リスク・アセットの額)			13,580,775	5,440,902	217,636
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
			186,327		7,453
所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
			5,627,225		225,089

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	186,327
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	7,453
B I	124,218
B I C	14,906

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株 式 会 社 格 付 投 資 情 報 セ ン タ ー (R & I)
株 式 会 社 日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フ イ ッ チ レ ー テ ン グ ス リ ミ テ ッ ド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		6 年度			5 年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	13,580,775	3,907,299	97,797	13,777,090	4,203,019	12,434
	国外	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		13,580,775	3,907,299	97,797	13,777,090	4,203,019	12,434
法人	農業	21,308	21,308	-	17,617	17,617	-
	林業	353	-	-	792	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	603	-	-	809	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	314	-	-	218	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	69	-	-	104	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	7,359,846	-	-	6,886,731	114,000	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	583,533	54,380	54,380	737,513	59,487	996
	日本国政府・地方公共団体	56,307	56,307	-	-	-	-
	上記以外	158,239	137,993	2,379	160,372	144,886	2,323
個人		3,709,161	3,637,309	41,037	3,938,269	3,867,027	9,114
その他		1,691,038	-	-	2,034,660	-	-
業種別残高計		13,580,775	3,907,299	97,797	13,777,090	4,203,019	12,434
	1 年以下	8,025,807	145,331		7,523,966	174,239	
	1 年超 3 年以下	130,112	130,112		128,809	128,809	
	3 年超 5 年以下	214,112	214,112		219,918	219,918	
	5 年超 7 年以下	146,043	146,043		167,486	167,486	
	7 年超 10 年以下	215,849	215,849		276,654	276,654	
	10 年超	3,043,856	3,043,856		3,220,929	3,220,929	
	期限の定めのないもの	1,691,152	11,992		2,239,325	14,981	
残存期間別残高計		13,580,775	3,907,299		13,777,090	4,203,019	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	6 年度					5 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	13,349	1,620	-	13,349	1,620	13,834	13,349	-	13,834	13,349
個別貸倒引当金	69,310	63,061	3,050	66,259	63,061	76,121	69,310	-	76,121	69,310

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		6 年度						5 年度					
		期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却
				目的使 用	その他					目的使 用	その他		
国 内		69,310	63,061	3,050	66,259	63,061	-	76,121	69,310	-	76,121	69,310	-
国 外		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別系		69,310	63,061	3,050	66,259	63,061	-	76,121	69,310	-	76,121	69,310	-
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	36,159	25,768	-	36,159	25,768	-	39,170	36,159	-	39,170	36,159	-
上記以外		2,054	2,379	-	2,054	2,379	-	2,055	2,054	-	2,055	2,054	-
個 人		31,097	34,913	-	31,097	34,913	-	27,235	31,097	-	27,235	31,097	-
業種別計		69,310	63,061	-	69,310	63,061	-	76,121	69,310	-	76,121	69,310	-

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

[2024 年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	122, 707		122, 707		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	56, 307		56, 307		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	7, 880, 475		7, 880, 475		1, 576, 095	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	17, 748		17, 748		17, 748	100
(うち特定貸付債権向け)	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	478, 015	13, 545	472, 978	5, 260	413, 587	86
(うちトランザクター向け)	45						
不動産関連向け	20～150	907, 408		907, 171		544, 141	60
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	600, 024		599, 787		221, 388	37
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	307, 383		307, 383		322, 753	105

	(うち事業用不動産 関連向け)	70~15 0						
	(うちその他不動産 関連向け)	60						
	(うち ADC 向け)	100~1 50						
	劣後債券及びその他資本性 証券等	150						
	延滞等向け（自己居住用不 動産関連向けを除く。）	50~15 0	34, 735		34, 735		17, 868	51
	自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	100						
	取立未済手形	20	8, 502		8, 502		1, 700	20
	信用保証協会等による保証 付	0~10	2, 438, 220		2, 413, 176		241, 317	10
	株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	10						
	株式等	250~4 00	107, 223		107, 223		107, 223	100
	共済約款貸付	0						
	上記以外	100~1 250	1, 461, 108		1, 461, 108		2, 521, 220	173
	(うち重要な出資の エクスポージャー)	1250						
	(うち他の金融機関 等の対象資本等調達 手段のうち対象普通 出資等及びその他外 部 TLAC 関連調達手段 に該当するもの以外 のものに係るエク スポージャー)	250~4 00						
	(うち農林中央金庫 の対象資本調達手段 に係るエクスポー ジャー)	250	706, 741		706, 741		1, 766, 854	250
	(うち特定項目のう ち調整項目に算入さ れない部分に係るエ クスポージャー)	250	0		0		0	
	(うち総株主等の議 決権の百分の十を超 える議決権を保有し ている他の金融機関 等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に 係るエクスポー ジャー)	250						
	(うち総株主等の議	150						

	決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)							
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	754,366		754,366		754,366	100
証券化		—						
	(うち STC 要件適用分)	—						
	(短期 STC 要件適用分)	—						
	(うち不良債権証券化適用分)	—						
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化		—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—						
未決済取引		—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—						
合計(信用リスク・アセットの額)		—					5,440,902	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の
効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度]

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）											
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け												
外国の中央政府及び中央銀行向け												
国際決済銀行等向け												
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計				
我が国の地方公共団体向け	56,307							56,307				
外国の中央政府等以外の公共部門向け												
地方公共団体金融機関向け												
我が国の政府関係機関向け												
地方三公社向け												
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計				
国際開発銀行向け												
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	7,880,475								7,880,475			
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計			
カバード・ボンド向け												
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計		
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)						17,748				17,748		
(うち特定貸付債権向け)												
	100%	150%	250%	400%	その他	合計						
劣後債権及びその他資本性証券等												
株式等			107,223					107,223				
	45%	75%	100%	その他	合計							
中堅中小企業等向け及び個人向け		103,594	139,668	234,977	478,239							
(うちトランザクター向け)												
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他 合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け											92,037	507,750 599,787
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他 合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け									307,383			307,383
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計					
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け												
	60%	その他	合計									
不動産関連向け うちその他不動産関連向け												
	100%	150%	その他	合計								
不動産関連向け うちＡＤＣ向け												
	50%	100%	150%	その他	合計							
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	34,235			500				34,735				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞												
	0%	10%	20%	100%	その他	合計						
現金	122,707							122,707				
取立未済手形			8,502					8,502				
信用保証協会等による保証付		2,412,811					365	2,413,176				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付												
共済約款貸付												

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2024 年度			2023 年度		
					格付 あり	格付 なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0 %				-	91,534	91,534
	リスク・ウェイト 2 %				-	-	-
	リスク・ウェイト 4 %				-	-	-
	リスク・ウェイト 10 %				-	2,574,320	2,574,320
	リスク・ウェイト 20 %				6,150,042	1,311,269	7,461,311
	リスク・ウェイト 35 %				-	196,696	196,696
	リスク・ウェイト 50 %				12,117	-	12,117
	リスク・ウェイト 75 %				-	164,203	164,203
	リスク・ウェイト 100 %				233,406	1,851,220	2,084,626
	リスク・ウェイト 150 %				137	-	137
	リスク・ウェイト 250 %				-	961,741	961,741
	その他				-	-	-
リスク・ウェイト 1250 %					-	-	-
計					6,395,704	7,156,117	13,551,821

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	2024 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	11,019,276			10,992,169
40%～70%	34,235			34,235
75%	195,762	4,500	37%	195,632
80%				
85%	224,433	1,800	40%	224,282
90%～100%	155,088	7,220	40%	157,416
105%～130%	307,383			307,383
150%	500			500
250%	107,223			107,223
400%				
1250%				
その他	7,441	25	10%	7,443
合計	12,051,344	13,545	39%	12,026,287

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2023 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-
抵当権住宅ローン	-	42,913
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	10,164	481,063
合計	10,164	523,977

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	2024 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け		
我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け		
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）		
中堅中小企業等向け及び個人向け	3, 249	
自己居住用不動産等向け		507, 673
賃貸用不動産向け		
事業用不動産関連向け		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）		
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外		
合計	3, 249	507, 673

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが対象取引はありません。

◇CVA リスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

◇当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当 J A では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(J A における具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇B I の算出方法

B I (事業規模指標) の額は、ILDC (金利要素)、SC (役務要素) および FC (金融商品要素) を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L M の算出方法

ILM (内部損失乗数) は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無 (特殊損失を除外した場合には、その理由も含む) 該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	6年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非上場	813,964	813,964	954,864	954,864
合 計	813,964	813,964	954,864	954,864

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理担当部署のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用していません。
・前事業年度末開示からの変動に関する説明 変動要因はありません。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点 特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	48	70	31	30
2	下方パラレルシフト	△52	△67	△20	△4
3	スティープ化	42	63		
4	フラット化	△30	△42		
5	短期金利上昇	0	2		
6	短期金利低下	2	0		
7	最大値	48	70	31	30
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	745		726	
IRRBB 1：金利リスク					

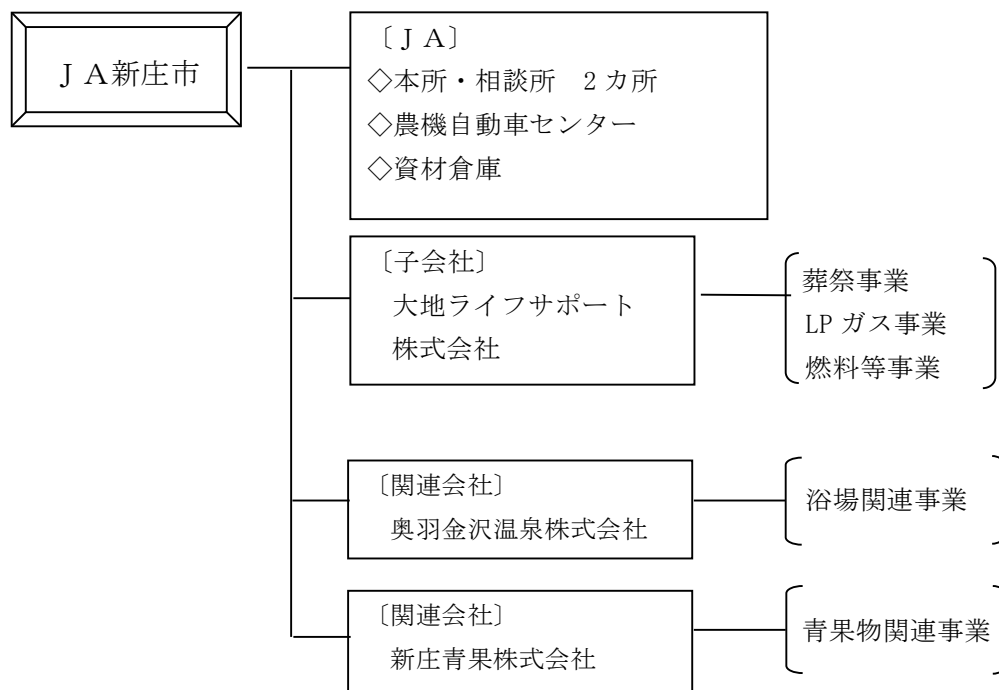
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A新庄市のグループは、当 J A、子会社 1 社、関連法人等 2 社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結会社は、大地ライフサポート株式会社と奥羽金沢温泉株式会社、及び新庄青果株式会社の 3 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違ありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業 所又は事務 所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は 出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会 社等の議 決権比率
大地ライフサポート 株式会社	新庄市五日町 字桂堰 7271-1	葬祭・LP ガス・ 燃料事業	昭和 56 年 8 月	40,710	99.9	0
奥羽金沢温泉 株式会社	新庄市金沢字 西の山 3027-2	浴場業（休止）	昭和 61 年 2 月	29,000	34.5	0
新庄青果 株式会社	新庄市大字鳥 越字向平 1403	青果物関連事業	昭和 35 年 9 月	30,000	20.9	0

(3) 連結事業概況（令和 6 年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和 6 年度の当 J A の連結決算は、大地ライフサポート株式会社を連結し、関連法人等の奥羽金沢温泉株式会社及び新庄青果株式会社に対して持分法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 47 百万円、連結当期剰余金 48 百万円、連結純資産 990 百万円、連結総資産 13,976 百万円で、連結自己資本比率は 13.24%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

大地ライフサポート株式会社は、LP ガス・燃料事業、葬祭事業等を営み、売上高 474,604 千円計上し、当期純利益は 18,937 千円となりました。

③ 関連法人等の事業概況

奥羽金沢温泉株式会社は、建物等資産売却が完了し会社清算事務手続き中であり当期純損失は 25,987 千円となりました。

新庄青果株式会社は、青果物仕入・販売等事業を営み、売上高 372,896 千円を計上し、当期純利益 4,219 千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
連結経常収益 (事業収益)	1,531	1,582	1,470	1,475	1,427
信用事業収益	102	105	103	109	102
共済事業収益	105	105	96	109	82
農業関連事業収益	794	763	710	773	687
その他事業収益	530	607	561	669	556
連結経常利益	82	62	60	74	47
連結当期剰余金	70	57	53	40	48
連結純資産額	819	870	917	950	990
連結総資産額	14,295	14,182	13,973	14,098	13,976
連結自己資本比率	9.37	10.00	10.64	10.92	13.24

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6 年度 (令和7年3月31日)	5 年度 (令和6年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	11,837,825	11,663,046
(1) 現金及び預金	7,999,694	7,540,369
(2) 貸出金	3,843,987	4,138,627
(3) その他の信用事業資産	18,340	20,005
(4) 債務保証見返	-	-
(5) 貸倒引当金	△24,197	△35,956
2 共済事業資産	346	90
(1) その他の共済事業資産	346	90
(2) 貸倒引当金	-	-
3 経済事業資産	271,633	416,742
(1) 経済事業未収金	93,056	92,724
(2) 棚卸資産	81,537	86,636
(3) その他の経済事業資産	108,266	248,909
(4) 貸倒引当金	△11,225	△11,527
4 雑資産	28,313	33,515
5 固定資産	975,882	1,026,490
(1) 有形固定資産	969,334	1,018,581
建物	1,150,559	1,157,029
機械装置	182,897	178,881
土地	774,589	809,215
リース資産	241,265	248,454
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	287,480	285,143
減価償却累計額	△1,667,458	△1,660,141
(2) 無形固定資産	6,547	7,908
6 外部出資	815,464	956,364
(1) 外部出資	815,464	956,364
7 繰延税金資産	47,269	2,158
資産の部合計	13,976,735	14,098,409

(単位：千円)		
科 目	6 年度 (令和7年3月31日)	5 年度 (令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	12,347,776	12,489,366
(1) 貯金	12,301,545	12,453,440
(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 借入金	3,837	4,347
(4) その他の信用事業負債	42,393	31,578
(5) 債務保証	-	-
2 共済事業負債	69,740	107,373
(1) 共済資金	39,180	75,740
(2) その他の共済事業負債	30,559	31,633
3 経済事業負債	195,128	160,456
(1) 経済事業未払金	71,769	61,821
(2) その他の経済事業負債	123,358	98,634
4 設備借入金	-	-
5 雑負債	128,568	137,534
6 諸引当金	145,422	156,142
(1) 賞与引当金	8,110	5,213
(2) 退職給付に係る負債	99,781	111,499
(3) 役員退職慰労引当金	14,486	14,009
(4) 特例業務負担金引当金	23,044	25,420
7 繰延税金負債	-	-
8 再評価に係る繰延税金負債	99,217	96,699
負債の部合計	12,985,853	13,147,573
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	748,054	718,710
(1) 出資金	433,815	440,640
(2) 資本剰余金	-	-
(3) 利益剰余金	327,016	291,969
(4) 処分未済持分	△12,747	△13,869
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△30	△30
2 評価・換算差額等	242,797	232,099
(1) 土地再評価差額金	242,797	232,099
3 非支配株主持分	31	26
純資産の部合計	990,882	950,835
負債及び純資産の部合計	13,976,735	14,098,409

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度	5 年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業総利益	488,881	489,165
(1) 信用事業収益	102,336	100,202
資金運用収益	91,340	87,891
(うち預金利息)	(44,028)	(34,480)
(うち有価証券利息)	(一)	(一)
(うち貸出金利息)	(47,309)	(52,869)
(うちその他受入利息)	(2)	(540)
役務取引等収益	8,024	8,553
その他事業直接収益	-	-
その他経常収益	2,970	3,757
(2) 信用事業費用	10,384	17,028
資金調達費用	5,526	1,603
(うち貯金利息)	(5,472)	(1,513)
(うち給付補填備金繰入)	(7)	(13)
(うち譲渡性貯金利息)	(一)	(一)
(うち借入金利息)	(12)	(13)
(うちその他支払利息)	(34)	(62)
役務取引等費用	2,821	2,924
その他事業直接費用	-	-
その他経常費用	2,035	12,501
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(195)
信用事業総利益	91,952	83,173
(3) 共済事業収益	82,525	88,039
共済付加収入	77,300	83,273
その他の収益	5,225	4,766
(4) 共済事業費用	5,036	5,751
共済推進費及び共済保全費	2,126	2,347
その他の費用	2,910	3,403
共済事業総利益	77,488	82,287
(5) 購買事業収益	1,087,205	1,140,113
購買品供給高	1,024,549	1,075,042
購買品手数料	841	1,095
修理サービス料	40,250	42,209
その他の収益	21,563	21,766
(6) 購買事業費用	892,261	927,335
購買品供給原価	853,221	891,086
購買供給費	251	1,084
修理サービス費	27,988	28,919
その他の費用	10,799	6,244
購買事業総利益	194,943	212,778
(7) 販売事業収益	79,703	72,809
販売品販売高	-	-
販売手数料	61,889	53,601
その他の収益	17,814	19,207
(8) 販売事業費用	2,850	4,212
販売品販売原価	-	-
販売費	-	-
その他の費用	2,850	4,212
販売事業総利益	76,853	68,596
(9) その他事業収益	76,090	73,872
(10) その他事業費用	28,448	31,544
その他事業総利益	47,642	42,328
2 事業管理費	435,524	419,647
(1) 人件費	279,706	264,775
(2) その他事業管理費	155,818	154,871
事業利益	53,356	69,517

科 目	6 年度		5 年度	
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
3 事業外収益	20,476		28,995	
(1) 受取雑利息	-		-	
(2) 受取出資配当金	6,392		16,022	
(3) 持分法による投資益	-		-	
(4) その他の事業外収益	14,084		12,972	
4 事業外費用	26,609		23,554	
(1) 寄付金	225		275	
(2) 持分法による投資損	-		-	
(3) その他の事業外費用	26,384		23,279	
経 常 利 益	47,224		74,958	
5 特別利益	9,457		90	
(1) 固定資産処分益	-		90	
(2) 負ののれん発生益	-		-	
(3) その他の特別利益	9,457		-	
6 特別損失	52,798		18,613	
(1) 固定資産処分損	22,083		14	
(2) 減損損失	30,714		18,598	
(3) その他の特別損失	-		-	
税金等調整前当期利益	3,883		56,436	
法人税・住民税及び事業税	728		13,484	
法人税等調整額	△45,111		2,428	
法人税等合計	△44,383		15,913	
当期利益	48,266		40,523	
非支配株主に帰属する当期利益	4		2	
当期剰余金	48,261		40,520	

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度	5 年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	3,884	56,436
減価償却費	21,789	22,197
減損損失	30,715	18,599
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△12,074	△2,710
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,897	228
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△11,241	△11,368
その他引当金等の増減額(△は減少)	△2,376	△3,649
信用事業資金運用収益	△91,341	△87,891
信用事業資金調達費用	5,527	1,603
受取雑利息及び受取出資配当金	△6,392	△16,023
固定資産売却損益(△は益)	22,084	△77
外部出資関係損益(△は益)	-	-
資産除去債務にかかる増加額	292	285
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△294,639	39,619
預金の純増(△)減	-	100,000
貯金の純増減(△)	△151,895	25,607
信用事業借入金の純増減(△)	△510	△509
その他の信用事業資産の純増減	2,506	△3,782
その他の信用事業負債の純増減	9,640	20,104
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	△36,559	41,389
未経過共済付加収入の増(△)減	△1,082	△1,156
その他共済事業資産の増(△)減	△255	128
その他共済事業負債の増(△)減	△12	65
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△331	11,284
経済受託債権の純増(△)減	140,647	△57,296
棚卸資産の純増(△)減	5,100	25,666
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	9,948	△28,067
経済受託債務の純増減(△)	24,723	40,199
その他経済事業資産の増(△)減	△4	85
その他経済事業負債の増(△)減	-	-
(その他の資産及び負債の増減)		
信用事業資金運用による収入	90,499	86,131
信用事業資金調達による支出	△4,352	△2,207
未払消費時等の増減額	△3,284	3,012
その他の資産の純増(△)減	5,215	1,334
その他の負債の純増(△)減	1,011	△7,883
小 計	349,407	271,352
雑利息及び出資配当金の受取額	6,392	16,023
法人税等の支払額	△10,306	△5,272
事業活動によるキャッシュ・フロー	345,494	282,103
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△38,891	△32,242
固定資産の売却による収入	△307	△24,821
外部出資による支出	△100	△160
外部出資の売却等による収入	141,000	-

科 目	6 年度	5 年度
	(自 令和6年4月 1 日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	101, 702	△57, 222
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	4, 318	4, 927
出資の払戻しによる支出	6, 207	7, 599
持分の取得による支出	4, 713	6, 912
持分の譲渡による収入	△6, 942	△6, 795
非支配株主持分への配当金支払額	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	8, 296	12, 643
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	459, 325	274, 974
6 現金及び現金同等物の期首残高	1, 390, 103	1, 115, 129
7 現金及び現金同等物の期末残高	1, 849, 427	1, 390, 103

(8) 令和5年度連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
(1) 連結の範囲に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・1社	大地ライフサポート株式会社
(2) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・2社	奥羽金沢温泉株式会社、新庄青果株式会社
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等の決算日は次の通りです。	3月末日・・・・・・・・・・1社
② 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。	
(4) のれん勘定の償却方法及び償却期間	
該当事項はありません。	
(5) 剰余金処分項目当の取扱いに関する事項	
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した使役処分に基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
① 現金及び現金同等物の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	7,540,369 千円
別段預金、定期預金及び譲渡性預金	△6,150,267 千円
現金及び現金同等物	1,390,103 千円
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法	
① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法	
イ 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
ロ その他有価証券	・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
② 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品）	
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（農機・自動車）	
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（上記以外）	
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
その他の棚卸資産	
最終仕入原価法・石油商品に関しては売価還元法による原価法	

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

す。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計上の見積もりに関する注記】

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）2,158 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は 3,168 千円であります。）

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りにについては、令和 5 年 6 月に決議した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の計算書類に計上した金額 減損損失 18,427 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 5 年 6 月に決議した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等につ

いては、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次連結会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金①

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 47,497 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は 705,673 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563 千円 機械装置 77,185 千円 その他の有形固定資産 73,925 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち 1,300,000 千円を J A バンク 基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000 千円を為替決済の担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

親組合の役員に対する記載すべき金銭債権の総額は 60,748 千円です。

親組合の役員に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 2,718 千円、危険債権額は 88,333 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸

出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 91,051 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
△294,834 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

【連結損益計算書に関する注記】

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
梅ヶ崎用地	遊 休	土 地	業務外固定資産
産直いなふね	遊 休	建物・器具備品	業務外固定資産
本合海相談所	遊 休	建物・構築物・器具備品・土地	業務外固定資産
大地会館用地	遊 休	土 地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

産直いなふねは閉鎖により、店舗営業に係る試算について遊休資産となった為、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

本合海相談所は閉鎖により、遊休資産となった為、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

大地会館用地については、当該店舗の営業を休止した為遊休資産となり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。 ③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 梅ヶ崎用地 124 千円（土地 124 千円） 産直いなふね 7,626 千円（建物 7,411 千円、器具備品 214 千円） 本合海相談所 10,677 千円（建物 7,577 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 475 千円、土地 1,426 千円） 大地会館用地 170 千円（土地 170 千円） 合 計 18,598 千円（建物 14,988 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 689 千円、土地 1,721 千円） ④回収可能額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に一定の調整を加えて算定しています。	
【金融商品に関する注記】	
(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。 ② 金融商品の内容及びリスク 当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 イ. 信用リスクの管理 当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ロ. 市場リスクの管理 当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。	

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,400千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,446,635	7,440,674	△5,961
貸出金	4,138,627		
貸倒引当金（※1）	△23,619		
貸倒引当金控除後	4,115,008	4,170,380	55,372
資 産 計	11,561,643	11,611,054	49,411
貯金	12,453,440	12,445,032	△8,408
負 債 計	12,453,440	12,445,032	△8,408

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワ

ップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ⑦ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資	956,364
合計	956,364

- ⑧ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,540,369	—	—	—	—	—
貸出金 (※1・2・3)	413,762	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121
合計	7,954,131	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 90,442 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 14,090 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 3,055 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年以内 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（※ 1）	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462
合計	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462

（※ 1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	124,487 千円
退職給付費用	17,140 千円
退職給付の支払額	△17,325 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△12,803 千円</u>
期末における退職給付引当金	111,499 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	137,699 千円
特定退職金共済制度	<u>△26,200 千円</u>
退職給付引当金	111,499 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	17,140 千円
----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,909 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、23,700 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

(6) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	19,056 千円
減損損失（非償却資産）	12,890 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	5,567 千円
貸倒損失	11,497 千円
資産除去債務	3,480 千円
役員退職慰労引当金	3,875 千円
無形固定資産	3,708 千円
経済受取利息	1,958 千円
賞与引当金	1,232 千円
その他	<u>1,420 千円</u>
繰延税金資産小計	80,438 千円
評価性引当額	<u>△77,274 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	3,168 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	<u>△861 千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>△1,009 千円</u>
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	2,158 千円

(7) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.00%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.05%
評価性引当額の増減	△6.58%
その他	6.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.95%

令和6年度連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
(6) 連結の範囲に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・1社	大地ライフサポート株式会社
(7) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・2社	奥羽金沢温泉株式会社、新庄青果株式会社
(8) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等の決算日は次の通りです。	
3月末日・・・・・・・・・・1社	
② 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。	
(9) のれん勘定の償却方法及び償却期間	
該当事項はありません。	
(10) 剰余金処分項目当の取扱いに関する事項	
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した使役処分に基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
① 現金及び現金同等物の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	7,999,694 千円
別段預金、定期預金及び譲渡性預金	△6,150,267 千円
現金及び現金同等物	1,849,427 千円
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法	
① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法	
イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法	
ロ その他有価証券	
・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法	
② 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品）	
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（農機・自動車）	
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（上記以外）	
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
その他の棚卸資産	
最終仕入原価法・石油商品に関しては売価還元法による原価法	

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計上の見積もりに関する注記】

（１）繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）47,269 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は 48,253 千円であります。）

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りにについては、令和 5 年 6 月に決議した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（２）固定資産の減損

①当連結会計年度の計算書類に計上した金額 減損損失 30,714 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして

識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年6月に決議した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次連結会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金①

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 35,423 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563 千円 機械装置 77,185 千円 その他の有形固定資産 73,925 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

親組合の役員に対する記載すべき金銭債権の総額は55,890千円です。

親組合の役員に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は2,540千円、危険債権額は80,413千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこ

れらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 82,953 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
△250,945 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

【連結損益計算書に関する注記】

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
産直いなふね	遊 休	建物・器具備品・土地	業務外固定資産
大地会館用地	遊 休	土 地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

産直いなふねは遊休資産であったが、売却が決定した為売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

大地会館用地については、当該店舗の営業を休止した為遊休資産となり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳
産直いなふね 30,521 千円（建物 13,019 千円、器具備品 417 千円、土地 17,084 千円）

大地会館用地 193 千円（土地 193 千円）

合 計 30,714 千円（建物 13,019 千円、器具備品 417 千円、土地 17,277 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しております。

【金融商品に関する注記】

（１） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ．市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.60 %上昇したものと想定した場合には、経済価値が 29,519 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数

の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,874,786	7,856,052	△18,733
貸出金	3,843,987		
貸倒引当金（*1）	△24,197		
貸倒引当金控除後	3,819,790	3,785,808	△33,982
資 産 計	11,694,576	11,641,860	△52,715
貯金	12,301,545	12,266,793	△34,751
負 債 計	12,301,545	12,266,793	△34,751

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ⑨ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資	813,964
合計	813,964

- ⑩ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,874,786	—	—	—	—	—
貸出金 (※1・2・3)	370,263	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121
合計	8,245,049	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 67,143 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 14,090 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 3,055 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年以内 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	11,370,065	227,300	297,956	124,500	280,683	1,039
合計	11,370,065	227,300	297,956	124,500	280,683	1,039

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】	
(1) 採用している退職給付制度の概要	
職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	
(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	111,499 千円
退職給付費用	15,217 千円
退職給付の支払額	△14,011 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△13,682 千円
その他	△758 千円
期末における退職給付引当金	99,781 千円
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	139,263 千円
特定退職金共済制度	△39,482 千円
退職給付引当金	99,781 千円
(4) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	15,217 千円
(5) 特例業務負担金の将来見込額	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,914 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。 なお、同組合より示された令和 6 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、21,920 千円となっています。	
【税効果会計に関する注記】	
(8) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	27,098 千円
減損損失（非償却資産）	21,796 千円
貸倒引当金	14,946 千円

外部出資直接償却	13,327 千円
減損損失（償却資産）	12,523 千円
税務上の繰越欠損金	7,784 千円
特例業務負担金引当金	6,518 千円
役員退職慰労引当金	4,111 千円
資産除去債務	3,651 千円
経済受取利息	2,100 千円
子会社支援引当金	2,013 千円
賞与引当金	1,909 千円
その他	<u>392 千円</u>
繰延税金資産小計	118,174 千円
評価性引当額	<u>△69,921 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	48,253 千円

繰延税金負債

全農出資金	△152 千円
有形固定資産（除去費用）	<u>△831 千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>△984 千円</u>
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	47,269 千円

（9） 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	28.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△23.89%
住民税均等割等	14.68%
評価性引当額の増減	△1249.75%
その他	1.88%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1205.00%

（3） 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立した事に伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.66%から28.38%に変更されました。

その結果、繰延税金資産が988千円、再評価に係る繰延税金負債が2,517千円それぞれ増加し、土地再評価差額金が2,517千円、法人税等調整額が988千円それぞれ減少しています。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度	5 年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	291,969	250,476
2 利益剰余金増加高	35,046	41,492
当期剰余金	48,261	40,520
土地再評価差額金取崩額	-	972
3 利益剰余金減少高	13,215	-
土地再評価差額金取崩額	13,215	-
4 利益剰余金期末残高	327,016	291,969

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	6 年度	5 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2	2	0
危険債権額	80	88	△15
要管理先債権額	-	-	-
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	83	91	△15

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	6 年度	5 年度
信 用 事 業	事業収益	102,336	100,202
	経常利益	19,004	25,019
	資産の額	11,837,825	11,663,046
共 済 事 業	事業収益	82,525	88,039
	経常利益	23,206	32,503
	資産の額	346	90
農 業 関 連 事 業	事業収益	687,887	728,421
	経常利益	39,705	43,042
	資産の額	258,323	401,250
そ の 他 事 業	事業収益	555,113	558,373
	経常利益	△34,691	△25,606
	資産の額	1,880,241	2,034,023
計	事業収益	1,427,861	1,475,035
	経常利益	47,224	74,958
	資産の額	13,976,735	14,098,409

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、13.24%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新庄市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	433 百万円（前年度 440 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

	2024年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	748,054	718,710
うち、出資金及び資本準備金の額	433,815	440,640
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	327,016	291,969
うち、外部流出予定額　(△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△12,747	△13,869
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	31	26
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,620	13,349
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,620	13,349
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額　(イ)	749,705	732,086
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4,736	5,721
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,736	5,721
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-

	2024年度	2023年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4,736	5,721
自 己 資 本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	744,969	726,365
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,440,902	6,478,084
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	328,799
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	328,799
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフバランス項目	4,739	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	186,327	170,346
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	5,627,229	6,648,430
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.24	10.93

（単位：千円、％）

（注）

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

（２）自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット			2023 年度		
			エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金			91,534	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け			-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け			-	-	-
国際決済銀行等向け			-	-	-
我が国の地方公共団体向け			-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け			-	-	-
国際開発銀行向け			-	-	-
地方公共団体金融機関向け			-	-	-
我が国の政府関係機関向け			-	-	-
地方三公社向け			-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			7,449,728	1,489,945	59,597
法人等向け			233,406	200,622	8,024
中小企業等向け及び個人向け			166,832	123,153	4,926
抵当権付住宅ローン			239,610	77,426	3,097
不動産取得等事業向け			-	-	-
三月以上延滞等			12,434	261	10
取立未済手形			11,252	2,250	90
信用保証協会等保証付			2,594,909	257,432	10,297
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			-	-	-
共済約款貸付			-	-	-
出資等			107,123	107,123	4,284
（うち出資等のエクスポージャー）			107,123	107,123	4,284
（うち重要な出資のエクスポージャー）			-	-	-
上記以外			2,870,259	3,891,070	155,642
（うち他の金融機関等の対象資本等			-	-	-

調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー						
(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係る エクスポージャー)				961,741	2,404,354	96,174
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー)				-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に関するエクスポ ージャー)				-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に係る5%基準額 を上回る部分に係るエクスポー ジャー)				-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)				1,908,517	1,486,716	59,468
証券化				-	-	-
(うちSTC要件適用分)				-	-	-
(うち非STC適用分)				-	-	-
再証券化				-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー				-	-	-
(うちルックスルー方式)				-	-	-
(うちマンドート方式)				-	-	-
(うち蓋然性方式250%)				-	-	-
(うち蓋然性方式400%)				-	-	-
(うちフォールバック方式)				-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額				-	328,799	13,151
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算入されな かったものの額 (△)				-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計				-	-	-

CVAリスク相当額÷8%				-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー				-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）				14,111,350	6,478,084	259,123
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞				オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
				a		b = a × 4 %
				170,346		6,813
所要自己資本額計				リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
				A		b = a × 4 %
				6,648,431		265,937

（注）

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8 %

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	112,707	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	56,307	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,880,475	1,576,095	63,043
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	17,748	17,748	709
	(うち特定貸付債権向け)			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	478,015	413,587	16,543
	(うちトランザクター向け)			
	不動産関連向け	907,408	544,141	21,765
	(うち自己居住用不動産等向け)	600,024	221,388	8,855
	(うち賃貸用不動産向け)	307,383	322,753	12,910
	(うち事業用不動産関連向け)			
	(うちその他不動産関連向け)			
	(うち ADC 向け)			
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	34,735	17,868	714
	自己居住用不動産等向けエクスポージャー			

	に係る延滞				
	取立未済手形		8,502	1,700	68
	信用保証協会等による保証付		2,438,220	241,317	9,652
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付				
	株式等		107,223	107,223	4,288
	共済約款貸付				
	上記以外		1,461,108	2,521,220	100,848
		(うち重要な出資のエクスポージャー)			
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
		(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	706,741	1,766,854	70,674
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)			
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)			
		(うち上記以外のエクスポージャー)	754,366	754,366	30,174
	証券化				
		(うちSTC要件適用分)			
		(短期STC要件適用分)			
		(うち不良債権証券化適用分)			
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)			
	再証券化				
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用され				

	るエクスポージャー				
		(うちルックスルー方式)			
		(うちマンドート方式)			
		(うち蓋然性方式 250%)			
		(うち蓋然性方式 400%)			
		(うちフォールバック方式)			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも のの額(△)				
標準的手法を運用するエクスポージャー計					
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)					
中央清算期間関連エクスポージャー					
合計 (信用リスク・アセットの額)		13,580,775	5,440,902	217,636	
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で 除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除し て得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
		186,327		7,453	
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
		5,627,225		225,089	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	186,327
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	7,453
B I	124,218
B I C	14,906

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

(記載例)

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 9）をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

(記載例)

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主として以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
---------------	-------------------------------	--

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		6 年度			5 年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	13, 580, 775	3, 907, 299	97, 797	13, 777, 090	4, 203, 019	12, 434
	国外	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		13, 580, 775	3, 907, 299	97, 797	13, 777, 090	4, 203, 019	12, 434
法人	農業	21, 308	21, 308	-	17, 617	17, 617	-
	林業	353	-	-	792	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	603	-	-	809	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	314	-	-	218	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	69	-	-	104	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	7, 359, 846	-	-	6, 886, 731	114, 000	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	583, 533	54, 380	54, 380	737, 513	59, 487	996
	日本国政府・地方公共団体	56, 307	56, 307	-	-	-	-
	上記以外	158, 239	137, 993	2, 379	160, 372	144, 886	2, 323
	個人	3, 709, 161	3, 637, 309	41, 037	3, 938, 269	3, 867, 027	9, 114
	その他	1, 691, 038	-	-	2, 034, 660	-	-
業種別残高計		13, 580, 775	3, 907, 299	97, 797	13, 777, 090	4, 203, 019	12, 434
	1 年以下	8, 025, 807	145, 331		7, 523, 966	174, 239	
	1 年超 3 年以下	130, 112	130, 112		128, 809	128, 809	
	3 年超 5 年以下	214, 112	214, 112		219, 918	219, 918	
	5 年超 7 年以下	146, 043	146, 043		167, 486	167, 486	
	7 年超 10 年以下	215, 849	215, 849		276, 654	276, 654	
	10 年超	3, 043, 856	3, 043, 856		3, 220, 929	3, 220, 929	
	期限の定めのないもの	1, 691, 152	11, 992		2, 239, 325	14, 981	
残存期間別残高計		13, 580, 775	3, 907, 299		13, 777, 090	4, 203, 019	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	6 年度					5 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	13,349	1,620	-	13,349	1,620	13,834	13,349	-	13,834	13,349
個別貸倒引当金	69,310	63,061	3,050	66,259	63,061	76,121	69,310	-	76,121	69,310

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		6 年度						5 年度					
		期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却
				目的使 用	その他					目的使 用	その他		
	国 内	69,310	63,061	3,050	66,259	63,061	-	76,121	69,310	-	76,121	69,310	-
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別系	69,310	63,061	3,050	66,259	63,061	-	76,121	69,310	-	76,121	69,310	-
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	36,159	25,768	-	36,159	25,768	-	39,170	36,159	-	39,170	36,159	-
	上記以外	2,054	2,379	-	2,054	2,379	-	2,055	2,054	-	2,055	2,054	-
	個 人	31,097	34,913	-	31,097	34,913	-	27,235	31,097	-	27,235	31,097	-
	業種別計	69,310	63,061	-	69,310	63,061	-	76,121	69,310	-	76,121	69,310	-

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

[2024 年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	122, 707		122, 707		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	56, 307		56, 307		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	7, 880, 475		7, 880, 475		1, 576, 095	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	17, 748		17, 748		17, 748	100
(うち特定貸付債権向け)	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	478, 015	13, 545	472, 978	5, 260	413, 587	86
(うちトランザクター向け)	45						
不動産関連向け	20～150	907, 408		907, 171		544, 141	60
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	600, 024		599, 787		221, 388	37
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	307, 383		307, 383		322, 753	105

	(うち事業用不動産 関連向け)	70~15 0						
	(うちその他不動産 関連向け)	60						
	(うち ADC 向け)	100~1 50						
	劣後債券及びその他資本性 証券等	150						
	延滞等向け（自己居住用不 動産関連向けを除く。）	50~15 0	34, 735		34, 735		17, 868	51
	自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	100						
	取立未済手形	20	8, 502		8, 502		1, 700	20
	信用保証協会等による保証 付	0~10	2, 438, 220		2, 413, 176		241, 317	10
	株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	10						
	株式等	250~4 00	107, 223		107, 223		107, 223	100
	共済約款貸付	0						
	上記以外	100~1 250	1, 461, 108		1, 461, 108		2, 521, 220	173
	(うち重要な出資の エクスポージャー)	1250						
	(うち他の金融機関 等の対象資本等調達 手段のうち対象普通 出資等及びその他外 部 TLAC 関連調達手段 に該当するもの以外 のものに係るエク スポージャー)	250~4 00						
	(うち農林中央金庫 の対象資本調達手段 に係るエクスポー ジャー)	250	706, 741		706, 741		1, 766, 854	250
	(うち特定項目のう ち調整項目に算入さ れない部分に係るエ クスポート)	250	0		0		0	
	(うち総株主等の議 決権の百分の十を超 える議決権を保有し ている他の金融機関 等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に 係るエクスポー ジャー)	250						
	(うち総株主等の議	150						

	決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)							
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	754,366		754,366		754,366	100
証券化		—						
	(うち STC 要件適用分)	—						
	(短期 STC 要件適用分)	—						
	(うち不良債権証券化適用分)	—						
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化		—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—						
未決済取引		—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—						
合計(信用リスク・アセットの額)		—					5,440,902	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の
効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度]

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他 合計
我が国の地方公共団体向け	56,307												56,307
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機関向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他 合計
国際開発銀行向け													
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150% その他 合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	7,880,475												7,880,475
（うち、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）													
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100% その他 合計
カバード・ボンド向け													
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130% 150% その他 合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）									17,748				17,748
（うち特定貸付債権向け）													
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等													
株式等					107,223						107,223		
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け			103,594		139,668		234,977		478,239				
（うちトランザクター向け）													
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40% 50% 62.50% 70% 75% その他 合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け											92,037		507,750 599,787
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75% 93.75% 105% 150% その他 合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け											307,383		307,383
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け													
	60%		その他		合計								
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%		150%		その他		合計						
不動産関連向け うちＡＤＣ向け													
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	34,235				500		34,735						
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	122,707										122,707		
取立未済手形					8,502						8,502		
信用保証協会等による保証付			2,412,811				365		2,413,176				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2024 年度			2023 年度		
					格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0 %				-	91,534	91,534
	リスク・ウェイト 2 %				-	-	-
	リスク・ウェイト 4 %				-	-	-
	リスク・ウェイト 10 %				-	2,574,320	2,574,320
	リスク・ウェイト 20 %				6,150,042	1,311,269	7,461,311
	リスク・ウェイト 35 %				-	196,696	196,696
	リスク・ウェイト 50 %				12,117	-	12,117
	リスク・ウェイト 75 %				-	164,203	164,203
	リスク・ウェイト 100 %				233,406	1,851,220	2,084,626
	リスク・ウェイト 150 %				137	-	137
	リスク・ウェイト 250 %				-	961,741	961,741
	その他				-	-	-
リスク・ウェイト 1250 %					-	-	-
計					6,395,704	7,156,117	13,551,821

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト 区分	2024 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バラン ス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目		
40%未満	11,019,276			10,992,169
40%～70%	34,235			34,235
75%	195,762	4,500	37%	195,632
80%				
85%	224,433	1,800	40%	224,282
90%～100%	155,088	7,220	40%	157,416
105%～130%	307,383			307,383
150%	500			500
250%	107,223			107,223
400%				
1250%				
その他	7,441	25	10%	7,443
合計	12,051,344	13,545	39%	12,026,287

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続等は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 77）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	6 年度		5 年度	
			適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け			-	-
我が国の政府関係機関向け			-	-
地方三公社向け			-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け			-	-
法人等向け			-	-
中小企業等向け及び個人向け			-	-
抵当権住宅ローン			-	42,913
不動産取得等事業向け			-	-
三月以上延滞等			-	-
証券化			-	-
中央清算機関関連			-	-
上記以外			10,164	481,063
合計			10,164	523,977

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	2024 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け		
我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		
中堅中小企業等向け及び個人向け	3, 249	
自己居住用不動産等向け		
賃貸用不動産向け		
事業用不動産関連向け		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外		
合計	3, 249	507, 673

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが該当取引はありません。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

◇当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においては J A のリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J A のリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 81）をご参照ください。

(8) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社についても子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 83）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	6 年度		5 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	815,464	815,464	956,364	956,364
合 計	815,464	815,464	956,364	956,364

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 84）をご参照ください。

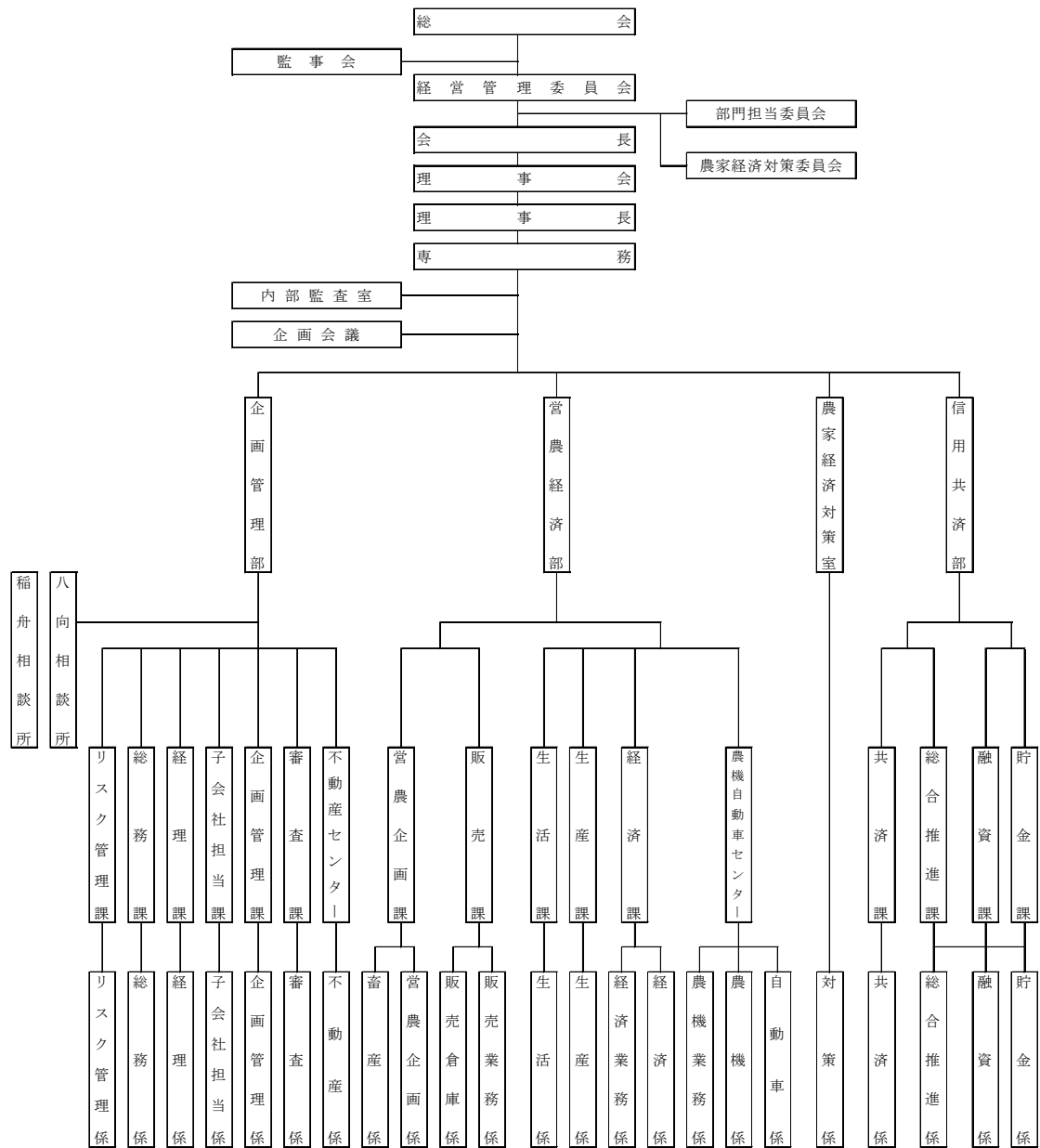
② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	48	100	31	27
2	下方パラレルシフト	△52	△80	△20	△1
3	スティープ化	42	91		
4	フラット化	△30	△62		
5	短期金利上昇	0	2		
6	短期金利低下	2	△6		
7	最大値	48	100	31	27
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	726		707	
IRRBB 1：金利リスク					

【JAの概要】

1. 機構図



2. 役員構成（役員一覧）

（令和7年3月現在）

役職名	常勤・非常勤の区分	代表権の有無	氏 名	就 任 年 月 日	任期満了年月日	摘 要
経営管理委員会会長	非常勤		沼 澤 正 和	H27. 6. 20	R9. 6. 22	認定農業者 大地ライフサポート ㈱代表取締役
経 営 管 理 委 員	非常勤		今 田 供 明	H18. 6. 11	R9. 6. 22	第1号ハ
経 営 管 理 委 員	非常勤		森 利 夫	H18. 6. 11	R9. 6. 22	認定農業者
経 営 管 理 委 員	非常勤		星 川 秀 男	H24. 6. 23	R9. 6. 22	認定農業者
経 営 管 理 委 員	非常勤		武 田 広 美	H27. 6. 20	R9. 6. 22	認定農業者
経 営 管 理 委 員	非常勤		浅 沼 玲 子	H27. 6. 20	R9. 6. 22	女性役員
経 営 管 理 委 員	非常勤		中 鉢 早 苗	H27. 6. 20	R9. 6. 22	女性役員 第1号ハ
経 営 管 理 委 員	非常勤		伊 藤 和 彦	H30. 6. 23	R9. 6. 22	認定農業者
経 営 管 理 員	非常勤		高 山 和 家	R3. 6. 19	R9. 6. 22	
経 営 管 理 委 員	非常勤		矢 口 淳	R3. 6. 19	R9. 6. 22	認定農業者
経 営 管 理 委 員	非常勤		樋 渡 澄 雄	R3. 6. 19	R9. 6. 22	
経 営 管 理 委 員	非常勤		森 良 一	R6. 6. 22	R9. 6. 22	認定農業者
代表理事理事長	常勤	有	柿 崎 広 昭	H27. 6. 20	R9. 6. 22	実践的能力者
代 表 理 事 専 務	常勤	有	井 上 達 也	H27. 6. 20	R9. 6. 22	実践的能力者
理事 （信用事業専任）	常勤	無	佐 藤 尚 徳	H29. 2. 1	R9. 6. 22	実践的能力者 職 員 兼 務
理事企画管理部長	常勤	無	齊 藤 孝 幸	R4. 4. 1	R9. 6. 22	実践的能力者 職 員 兼 務
代 表 監 事	非常勤		今 田 浩 徳	H18. 6. 11	R9. 6. 22	
監 事	非常勤		大 泉 泰	R3. 6. 19	R9. 6. 22	
監 事	非常勤		高 橋 篤	R3. 6. 19	R9. 6. 22	
監 事	非常勤		須 貝 浩	R6. 3. 1	R9. 6. 22	員外監事

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	6 年度	5 年度	増 減
正組合員	1,267	1,279	△12
個 人	1,258	1,270	△12
法 人	9	9	0
准組合員	663	658	5
個 人	637	631	6
法 人	26	27	△1
合 計	1,930	1,937	△7

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	員 数	組 織 名	員 数
支 部 長 会	76名	花 卉 生 産 協 議 会	16名
青 年 部	13名	促 成 野 菜 生 産 部 会	12名
東部ライスセンター利用組合	95名	さ く ら ん ぼ 部 会	4名
和 牛 生 産 協 会	29名	ね ぎ 生 産 グ ル ー プ	12名
酪 農 協 会	4名	直 播 栽 培 研 究 会	39名
き ゅ う り 生 産 部 会	1名	新 型 農 業 機 械 研 究 会	162名
に ら 部 会	9名	年 金 受 給 者 友 の 会	709名
ア ス パ ラ 部 会	9名		
ト マ ト 部 会	6名		

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

6. 地区一覧

新庄市の区域

7. 沿革・あゆみ

昭和47年3月新庄市内4農協（新庄・稲舟・八向・本合海）が合併し、新庄市農業協同組合を設立しました。

平成21年10月に信用事業を本所に集約し、同年11月に中央セルフスタンドがオープンし、平成23年12月に産直いなふねをオープン、平成25年10月に子会社である大地ライフサポート株式会社を設立し、燃料事業ガス事業、自動車整備事業、葬祭事業を移管しました。

平成29年9月にコンビニ本合海店をオープンしました。

平成30年4月から自動車整備事業を子会社から戻し、農機自動車センターとして再稼働しました。

財務基盤強化のため、令和5年12月末に産直いなふねを閉店し、令和6年3月末に本合海相談所を閉鎖しました。

令和6年6月に関連会社の奥羽金沢温泉株式会社の建物売却に伴い、対象となる当組合所有土地および源泉を売却しました。

令和7年3月に臨時総会を開催し、経営管理委員会制度から理事会制度への変更と会計監査人の設置を決議しました。

8. 店舗等のご案内

(令和7年3月末現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM 等付随設備・備考
本 所	新庄市沖の町5番55号	(22) 3966	ATM 1台
農機自動車センター	新庄市金沢字関屋4384-2	(23) 7500	コイン精米機
資 材 倉 庫 ゆきむろ倉庫	新庄市金沢字関屋4400-2	(23) 7505	